- 第1部 予防対策計画
- 第1章 防災教育・訓練

第1節 防災知識の普及・防災教育

災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、その他の災害、防災対策に関する 正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとする ためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民等、事業者など広範な人々に防災知 識を普及する必要がある。

災害は場合によっては広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害が予想される。このため防災知識の普及は、まず災害が発生した場合の起こりうる事象や、防災対策の基本などの防災情報を正確に理解すること、そのうえで、本市職員をはじめ、各防災関係機関、市民等、事業者が自らの役割を理解することが重要である。

また、大規模災害の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る(自助)」「自らの地域は自らで守る(共助)」ために市民等や事業者が平素から備えるべきこと、防災関係機関と市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの要配慮者の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違いなど多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

各機関は、防災知識の普及啓発、また、過去の大災害発生日や防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用して、積極的かつ継続的に訓練や研修を実施するとともに、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

なお、浸水ハザードマップ等を活用する際には、今後発生する可能性が高いとされている 東南海・南海地震や、南海トラフ巨大地震では、大阪にも津波が来襲することが想定されて おり、津波浸水区域も視野に入れたハザードマップ等を活用し、津波防災に関する知識の普 及、啓発も行う。

1-1 市職員に対する防災知識の普及啓発

災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被 災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害 が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状 況も予想される。

しかし、このような状況下においても、市職員は災害応急活動の実行上の主体として市民等から期待されており、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。

(1) 市職員に対する防災研修の実施

危機管理室は、市職員を対象とした防災研修制度を確立し、危機管理意識の醸成、地域 防災計画の理解、防災技術等の習得を行う。

ア 職員への防災研修

職員に対する研修において、防災研修のカリキュラムを取り入れ、防災研修を実施する。また、災害発生時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの端末操作研修を定期的に実施していく。なお、防災研修の一貫として、防災啓発施設等の見学研修を実施するなど、体験的な防災学習の充実を図る。

さらに、国や大阪府、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担 当職員の災害対応能力の向上を図る。

イ 緊急本部員等への防災研修

緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する定期的な防災研修

を実施する。

(2) 市職員への災害応急対策活動計画の徹底

本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養わなければならない。

このため各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。

- ア 危機管理室は、「職員必携防災マニュアル」を庁内ポータルに掲載し、災害発生時の職員の行動指針を徹底する。また、職員必携防災マニュアルに、自身の参集場所や災害時の役割を自ら記入できるようにして、常に携帯することを義務付けるなど周知徹底を図る。
- イ 各区役所は、「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策 計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集者及び協力参集者等への徹底と毎年の見 直しを実施する。
- ウ 各部局室は、「部局別行動マニュアル」により、各部局室の災害応急対策計画の具体 化を図り、各部局室職員への徹底と毎年の見直しを実施する。

1-2 市民等に対する防災知識の普及啓発

大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、 災害に応じた広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難とな ることが予想される。

このため、危機管理室、消防局並びに区役所は連携して、市民等に対して、災害等の知識、 災害への備え、災害時の行動(マイタイムライン作成等)について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る(共助)」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及及び適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、ハザードマップ等を活用するなど、市域における災害リスクの周知に努める。

なお、行政主導の対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化 することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(1) 普及啓発の内容

- ア 災害等の知識
 - (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、 様々な災害の態様や危険性
 - (イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
 - (ウ) 地域の地形、危険場所
 - (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
 - (オ) 地域社会への貢献
 - (カ) 応急対応、復旧・復興に関する知識
 - (キ)避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性を認識するとともに、逃げ遅れないよう「自分は災害に遭わない」という思い込み(正常性バイアス)が、災害時に強く働くおそれがあることを認識するなど、タイミングを逸することなく適切な行動をとること

イ 災害への備え

- (ア) 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、食料、飲料水等) の準備
- (ウ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀、 擁壁の安全対策

- (カ) 避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、避難所 (津波避難ビル、コンクリート屋内退避所を含む。)、家族との連絡体制等(連絡方 法や避難ルールの取り決め等)の確認
- (キ) 住宅の耐震診断と耐震改修の必要性
- (ク) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- (ケ) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- (コ) 警報等発表時や高齢者等避難 (呼称:高齢者等避難)、避難指示 (呼称:全員避難) といった避難情報の発令時にとるべき行動や、そのための準備
- (サ)様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、 避難場所や指定避難所での行動
- ウ 災害時の行動
 - (ア) 身の安全の確保方法
 - (イ)情報の入手方法
 - (ウ) 気象予警報や避難情報等の意味
 - (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
 - (オ) 津波発生時(強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが 継続した場合)にとるべき行動
 - (カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - (キ) 避難情報が発令された際にとるべき具体的行動
 - (ク) 避難行動要支援者への支援
 - (ケ) 初期消火、救出救護活動
 - (コ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - (サ) 避難生活に関する知識
 - (シ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - (ス) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - (セ) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請が あった場合の協力

(2) 普及啓発の方法

ア 体験型防災学習施設 (阿倍野防災センター) 等を活用した防災知識の普及

災害についての市民等の防災知識と行動力を高めるため、体験型防災学習施設・起震車等を活用した模擬体験、地震や津波の発生メカニズムの展示、防火・防災に関する知識の習得、津波発生時(大きな長い揺れが継続した場合)や、その他の災害発生時にとるべき行動、消火技術、応急手当技術などの実践的な行動力の体験を通じて防災知識の普及啓発を図る。

イ 講演会、説明会等による防災知識の普及

防災とボランティアの日、防災の日、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間、 津波防災の日など、年間を通じて機会をとらまえ、講演会、説明会、座談会等を実施し て、市民等の防災知識の普及を図るほか、視聴覚教材や各種の訓練施設を使用して体験 的に防災行動能力の向上を図る。

- ウ 印刷物による防災知識の普及
 - (ア) 市広報物による市民啓発

区広報紙などの各種広報印刷物を活用し、必要な時にいつでも防災知識が得られるようにするとともに、防災の日など時機をとらえて防災知識の普及に努める。

(イ) 市民防災マニュアル・水害ハザートマップの利活用

市民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように作成した「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」*を作成、公表、配布し、市民等が対象の研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。また、小中学校等において教職員に配布し、防災教材としても利活用を図る。

※「水害ハザードマップ」

地域の浸水特性や水災に関する基本的な情報を市民等が取得、把握し、水害発生時に安全を確保するための適切な行動をとり、人命に及ぶような深刻な被害を軽減するために、河川管理者や下水道管理者から示された浸水想定区域図や過去の浸水実績図等を活用し、浸水が予想される区

域及び浸水深、避難場所の位置・名称・連絡先、避難時の心得や持ち物、情報の伝達経路、行政 機関等の連絡先、地下空間の分布等を分かりやすく示したもの

(ウ) 緊急時の行動マニュアルの配付

市民等、視覚障がい者、外国人市民、自主防災組織等を対象とした緊急時の行動マニュアルを配付し、防災知識の普及に努める。特に、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する支援など、平常時、災害発生時の隣近所、地域における助け合いの啓発を行う。

エ インターネットを活用した防災知識の普及

本市・各局・各区が設けるホームページにおいて防災情報を提供するとともに、適 宜、トップページ等において各情報に効率的なリンクを設定することによって、防災知 識の普及に努める。

オ 気象情報等に関する知識の普及

気象庁が発する緊急地震速報や気象台が発表する気象情報等を市民等が受け取ったときに、適切な対応行動がとれるよう、各種広報手段により周知に努める。

カ 報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及 機会をとらえて、適宜、報道機関等に防災に関する取り組み、知識を提供し、普及に 努める。

(3) 津波に対する知識の普及啓発

「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが 主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必 要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほ か、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。

ア 津波に対する基本的事項

- (ア)本市の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- (イ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること

イ 市民等への普及啓発

- (ア) 津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した市民等への啓発 を行う。
- (イ) 当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知する。
- (ウ) 津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、市民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- (エ)過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難 ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライ トを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が、常に 津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。
- ウ 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に市民等や事業者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。

1-3 幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、

道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。

また、大阪府と必要な情報を共有するなど連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災・減災教育の充実を図る。

(1) 学校園等における安全教育

「大阪市では、26 (2014) 年10 月に大阪市地域防災計画の修正が行われるとともに、27 (2015) 年2月に大阪市防災・減災条例が施行され、学校園現場においてもますます防災・減災教育が重要視されている。これらを踏まえ、「減災」(災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能)、「レジリエンス (resilience)」(どんなに苦境にあっても立ち上がる力)、「共感」(人と人がつながろうとする意志)という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実と実践を図る。」(平成29年3月 大阪市教育振興基本計画)という立場で実施する。

ア 学校園等での安全教育

各校園及び保育所等においては、各教科・道徳(小・中)・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動(ホームルーム活動)や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。

(ア) 安全学習

災害発生時に適切に対処できる知識や技能(気象、地震、津波についての正しい知識、防災情報の正しい知識、気象予警報や避難情報等の意味、身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法、災害等についての知識、ボランティアについての知識・体験)の習得をめざし、保健や理科その他関連する教科や領域等で安全学習を行い児童・生徒の発達段階に即した内容に配慮して実施する。

(イ) 安全指導

児童・生徒等が日常生活の中に存在するいろいろな危険に気付き、的確な判断のもとに適切に対処し、事象が起こった場合に適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、計画的、継続的な安全指導を、主としてホームルーム、学校行事等の特別活動において実践する。

(ウ) 体験学習

児童・生徒等が、より現実に近い状況を認識できるよう、各消防署や阿倍野防災センター等の施設を活用したり、防災関係機関との連携や緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用を図った体験学習を取り入れるなど、防災・減災教育の充実を図る。

イ 学校園等への防災・減災指導

校園及び保育所等の幼児・児童・生徒に対し、安全教育の一環として避難訓練等の指導や各種催し、自主防災組織やボランティア等との連携等により、防災意識の普及啓発に努めるため、以下の防災・減災指導を継続して実施する。

- (ア) 災害時の心得について安全教育の一貫として各種訓練を実施
- (イ) 小学校の児童に図画の出品を依頼し、一般防災知識を普及啓発

(2) 幼児・児童・生徒向け防火・防災教材の作成

幼児・児童・生徒の発達段階や本市の地域的条件に応じた防災教材の利用により、効果的な校園及び保育所等における防災・減災教育を実施する。

ア 小学校3年生向けの防火に関するパンフレット、文部科学省等の作成する防災教材を 配付し、防火・防災教材としての活用を継続する。

イ 市民防災マニュアルを配布し、各校園及び保育所等が実施する安全教育への活用に資 する。

(3)「防災・減災指導の手引き」の作成・配付

「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」を作成し、各校園に配付し、本市で予想される災害や、その規模、本市の施策等を踏まえ、教職員が有効な防災・減災教育を実施するよう努め、防災・減災教育の充実を図る。

「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」の内容は、「幼稚園用」、「小学校用」、及び「中学校用」とし、随時内容を見直して追加配付を行う。

(4) 教職員等に対する防災教育の実施

教育委員会事務局、こども青少年局は、校園(所)長、校園及び保育所等の防火管理者、教職員等に対して、防災研修会、講演会等を実施し、教職員等の防災知識の普及、防災技術の習得を図る。

災害時の校園及び保育所等の避難計画等の作成指導、救命指導、市地域防災計画の研修、その他防災に関する講習会等を実施する。

教育委員会事務局、こども青少年局は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

1-4 防災上重要な施設管理者に対する教育

消防局は、大規模な災害発生に伴い、危険物施設等広範囲に被害を及ぼす可能性のある施設や、百貨店、地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、以下の災害に関する知識の普及、及び災害発生時の防災計画の指導を継続して行う。

(1) 重要な施設管理者への防火・防災教育

防火管理講習会、防災管理講習会等の機会をとらえ、防火対策の指導とあわせて災害に関する一般的知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、災害時の対応策等に関する指導を行う。

(2) 地下街管理者等に対する防火・防災教育

地下街の効果的な消火、救出活動を行うために施設並びに管理状態等の改善策を管轄消防署で合議し、地下街関係者に対する指導対策とする。

また、地下街の関係者、警備保安要員及び店舗従業員等に人命並びに延焼拡大危険度の認識の徹底を図り、当該地下街の消防計画と共同防火・防災管理体制の強化・充実、通路等の有効幅員の確保、防火・防災教育の充実徹底、滞在者に対するPR等を行う。

(3) 高層建築物管理者等に対する防火・防災教育

高層建築物における自衛消防組織の編成を促進し、通報、消火、避難誘導体制を充実強化するとともに、高層建物火災等の災害特性と、災害発生時の行動要領等について全従業員を教育する。

1-5 事業所等に対する防災教育

(1) 本市の取組み

経済戦略局は、事業者の事業継続計画(BCP)の策定、事業継続マネジメント(BCM)の実施を促進するため、経済団体との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会の実施や必要な助言を行う。

1-6 防災教育環境の充実

危機管理室は、必要に応じて区役所、消防局と連携して、「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努める。

(1) 防災研修の企画・実施

市職員(緊急本部員、緊急区本部員を含む)、地域防災リーダー、ボランティアリーダー等に対する防災研修等の企画、実施に努める。

(2) 防災訓練の企画・実施

本市が実施する各種防災訓練の企画、調整を行う。また、各区や地域の自主防災組織が 実施する各種防災訓練の企画に際し助言する。

(3) 市民向け、児童・生徒向け防災教育用教材等の企画・作成 市民向けや企業向け、避難行動要支援者や外国人向けなどの各種防災マニュアルの企画 や作成、乳幼児・児童・生徒向けの発達年齢に応じた防災教材の企画や作成、また市職員 の防災研修用資料等の企画・作成に努める。

(4) 防災イベント等の企画・実施

本市が実施する各種防災イベントの企画、調整を行うとともに、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災イベント等に対して助言する。

(5) 体験型防災学習施設(阿倍野防災センター)、研修施設の活用 阿倍野防災拠点において、市民等の防災意識や災害対応能力を向上させるため、防災に 関する知識、体験学習による啓発を行うとともに、自主防災組織の中核となる地域防災リ ーダー等を対象とした高度な防災に関する研修を実施する。

1-7 災害教訓の伝承

危機管理室は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存すると ともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等 のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 防災訓練の実施

防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、市民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があるほか、市民等に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。

本市は、大阪府やその他の関係機関と協力し防災週間、水防月間、土砂災害防止月間を通じた防災訓練をはじめ、各局、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的に実施する。そのなかでは、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。

各種防災訓練においては、居住地、職場、学校等において市民等・事業者・行政機関、その他の防災関係機関が協力して参加し、夜間等様々な条件を想定し、災害発生時の避難行動等の習熟、大規模広域災害時の円滑な広域避難など、災害時における各々の防災的な役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な市民等への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実を図る。

特に、自主防災組織を中心とした防災訓練は、市民等自らの発意により企画、実施ができる体制を推進し、きめ細かく実践的な訓練やイベント性を取り入れた楽しい訓練などにより広範な市民等の参加を求め、「自らの地域は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得を目指す。

実施にあたっては、感染症対策に配慮し、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ防災組織体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

2-1 本市における防災訓練の実施

(1) 大阪市総合防災訓練

9月1日の「防災の日」を中心とした時期に、市域内において、地震災害・風水害等の広域複合災害が発生した場合を想定して、避難誘導、初期消火、救出・救護、消防・警察・自衛隊による合同訓練、ライフライン復旧訓練等を内容とした「大阪市総合防災訓練」を実施する。

この訓練は、行政機関、公共機関等の防災関係機関及び自主防災組織等が参加し、災害 発生時における各関係機関の相互協力関係を確認する。

また、研修を受けた地域防災リーダーは、日頃の成果を発揮するため、この訓練において市民を指導するとともに、防災関係機関と一体となった初期消火、救出・救護、避難誘導訓練等を実施する。

(2) 大阪市震災総合訓練

1月17日の「防災とボランティアの日」を中心とした時期に、大地震が発生したとの 想定のもと、職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練等を内容とした「大阪市震 災総合訓練」を実施する。

この訓練では、大地震が発生したとの想定のもと、緊急本部員、緊急区本部員をはじめ、全所属を対象として徒歩等による非常参集訓練と市本部や区本部の設置訓練、さらに防災情報システムや防災行政無線等を活用し、市本部と各部、各区本部、防災関係機関等との事前のシナリオにとどまらない内容の情報の収集伝達訓練を実施する。

また、災害対策本部での総合的な情報分析、意思決定訓練を行い、災害発生の初期初動体制の確実な立ち上げ、各機関等の連携の確認と本部員等の意思決定方法の習熟を図る。

(3) 区防災訓練

発災初期及び災害応急対策初期における支援を要する人や被災者の人命の安全確保・生命の維持に重点を置き、区民等を中心とした「区防災訓練」を全区で実施する。

「区防災訓練」には広く地域住民等の参加を求め、地域防災リーダーを中心とした訓練や地域に配備した資機材や無線機を活用した訓練を取り入れる。

また、区役所、消防、警察、防災関係機関が連携して、できるだけ高齢者や障がい者等の支援を要する者も参加できるよう配慮したうえで、多くの地域住民等が直接参加する実践に即した訓練を実施し、かつ地域防災リーダーが日頃の訓練成果を発揮するため地域住民等を指導することにより、区本部や自主防災組織の防災活動の円滑化と地域住民等の連帯感の形成と熟練を図ることに努める。

なお、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図ることを目的とした訓練の実施に あたっては、水害を想定して水害ハザードマップを活用しつつ行う。

(4) 津波防災訓練

大阪府に大津波警報や津波警報、高潮警報が発表された場合を想定し、民間鉄扉管理者にも参加を呼びかけて防潮扉等の閉鎖訓練等を行うとともに、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるよう「津波等防災訓練」を実施する。

この訓練では、民間鉄扉管理者を含めた防潮扉等の閉鎖訓練、情報伝達・収集訓練、無線訓練、救出・救助訓練、医療救護訓練、住民参加による実働型の避難訓練を実施し、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実を図るとともに、非常時の連絡、協力体制の確立を図る。

(5) 緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する訓練

緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者として指名された職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に迅速的確に初期初動体制の確立を図り、災害対策本部長及び災害対策区本部長を補佐する業務に習熟するため、次の訓練等に参加し防災技術等を習得する。

ア 大阪市震災総合訓練への参加

非常参集、災害対策本部設置運用等の非常参集訓練及び、避難所の開設、被害状況の把握、避難誘導等の大阪市震災総合訓練に参加する。

イ 通信訓練への参加

総合防災情報システム、防災行政無線、無線ファクシミリを使用した一斉通報、個別通信等の通信訓練に参加する。

ウ 区震災訓練への参加

市内において大規模な被害が発生したことを想定し、防災関係機関及び地域住民等が一体となった区の震災訓練に参加する。

エ その他

その他危機管理監が指定する講習会、講演会等に参加し、災害応急対策上必要な知識 及び技術を習得する。

(6)業務(事業)継続計画(BCP)の検証訓練

各所属は、業務(事業)継続計画(BCP)の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

(7) 計画停電への対応訓練

東日本大震災での事例を踏まえ、万が一の不測の事態が発生した場合に、万全の対策を 講じることができるようマニュアルを作成し、計画停電対応訓練を実施する。

2-2 市民等・事業所における防災訓練の実施

(1) 地域の防災訓練

地域の防災訓練は、自主防災組織等が中心となり地域での防災訓練を行い、子ども、高齢者、障がい者、多様な性を有する者を含めた一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図るために実施する。

事業所は地域社会の一員として、積極的に自らの施設や財産、従業員等の生命や身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力して被害の軽減と二次災害の防止を図るため、防災訓練を実施する。

ア 避難所開設・運営訓練

発災当初から自主防災組織を中心に避難所の開設と自主運営を円滑に行えるよう避難 所開設・運営訓練を実施する。

イ 情報交換訓練

自主防災組織等が防災行政無線を使用した、区本部との情報交換訓練を実施する。

- ウ 消火・救出訓練
 - 地域に配備された消火、救出救護用資器材を利用した訓練を実施する。
- エ 給食・給水訓練

自主防災組織等が行政機関等から提供された飲料水や炊出しによる食料の配給訓練を 実施する。

第2章 災害活動体制の整備

第3節 災害活動体制の整備

災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等の機能の充実と保持に 努めなければならない。

災害対策本部等の機能は、災害の規模だけではなく要員の熟練の程度、防災関係機関の相互 理解の程度によっても左右され、単に要員を配備するだけでは不十分である。

そのため、災害対策本部等の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な施設や設備を常備、強化するとともに、平常時の訓練等により本市各所属や関係機関が習熟できる体制を整えていく。また、災害対策本部の代替施設、補完施設の確保にも努める。

3-1 災害対策本部の運用の強化

災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による 災害応急対策、復旧対策の実施が図れるようにするために、各局・区は各本部の施設・設備 等を整備する。

(1) 災害対策関連室の確保

災害対策業務の円滑な実施を図るため、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、事前に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。

(2) 必要資機材の事前配備

総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を災害対策関連室等に常備し、災害発生後の迅速な運用開始を図る。

(3)報道機関との協力体制

報道機関に対しては、被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化し、常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。

(4) 通信施設の多重化

災害対策関連室等における総合防災情報システムの整備をはじめ、有線電話回線や無線 関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。

(5) 非常電源の機能強化

自家発電装置等の非常電源の機能強化を図り、災害時において停電が発生した場合においても本部機能の確保を図る。

3-2 災害対策本部の代替・補完機能の充実

災害により庁舎が被災したり、本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を充実し、体制確保に努める。

(1) 代替機能

ア 市本部

市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。

また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。

イ 部本部、区本部

庁舎が被災し、本部が設置できない場合に備えて、代替場所を確保する

(2) 補完機能

市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援するため、阿倍野防災拠点を市本部機能補完拠点とする。

3-3 災害対策用職員住宅の確保

夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に、災害対策本部及び区災害対策本部における緊急事態への迅速かつ的確な対応を行うため、初期初動体制の指揮をとる職員として、市長が指定する職員(「指定職員」)が、自宅から30分以内に出勤できない場合には災害対策用職員住宅を確保する。

3-4 初期初動体制の強化

災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、所属長は、自らの代行者の指定を行うとともに、直近参集制度の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。

(1) 代行者の指定

所属長は、所属の分掌事務を遂行するため、自らに代わり意思決定を行うことができる 代行者を指定し、市長に報告を行う。各所属は、代行者氏名及びその順位を「部局別行動 マニュアル」・「区別行動マニュアル」に定めておく。

(2) 直近参集制度

勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営に必要な人員を確保するため、市内居住者と近隣市居住者から区本部へ直近参集する職員(直近参集者)を危機管理室が指定する。区長は、直近参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。

(3) 協力参集制度

勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営等に必要な人員を確保するため、協力部(所属参集・直近参集・危機管理部などに従事する職員を除く)から、区本部へ協力参集する職員(協力参集者)を危機管理室が指定する。区長は、協力参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。

3-5 被災による行政機能の低下等防止のための体制整備 (BCP等)

災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となることも視野に入れて、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持できるよう必要な体制整備に努める

また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。

(1) 被災者支援システムの導入・運用

災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等、災害時において必要となる事務を円滑に行うため、被災者支援システム※を運用できるように図っておく。

※「被災者支援システム」

地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステムで総務省より無償で提供されている。

(2)業務継続計画(BCP)の策定と運用

各所属は、危機管理室が取りまとめる想定条件、共通事項等に基づき、職員参集予 測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに、自らの業 務継続のための体制整備を行い、適切に運用する。また、必要に応じてその検証を行う。

なおBCPの策定にあたっては、一定の期間、地域防災計画に定められた災害対策業務のうち災害初動対策、応急対策業務、優先度が高い復旧業務、早期実施の優先度が高い予防業務と中断が許されない通常業務をあわせた非常時優先業務の継続を各所属で行えるよう、以下の内容を盛り込んだうえで、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

- ①長期不在時の明確な代行順位、必要となる職員の参集基準等
- ②代替庁舎の特定
- ③非常用電源の確保、燃料、水・食料等の備蓄
- ④多様な通信手段の確保
- ⑤重要な行政データのバックアップ
- ⑥非常時優先業務の特定とその業務ごとの役割分担・手順

(3)業務相互応援の強化

各所属は相互応援協定の締結など、大阪府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に 努める。

(4) 受援体制の強化

各所属は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について整えた、受援計画を策定する。

その際は、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏ま えたものとし、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努 める。

ア 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などをあらかじめ定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、 多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

- イ 計画に定める主な内容
 - (ア) 組織体制の整備
 - (イ) 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入
 - (ウ) 人的応援に係る担当部局との調整
 - (エ) 災害ボランティアの受入れ
 - (オ) 人的支援等の提供の調整
 - (カ) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
 - (キ)人的・物的資源の管理及び活用

第4節 災害情報の収集・伝達・広報

本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、津波警報、気象情報等による予測、被害状況の把握その他の災害情報など予防、応急対策の実施のための情報収集や伝達を迅速に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。

さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行うとともに、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで、地図化等も図りながら災害対策本部等に的確に報告し活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達できるように、情報収集体制と伝達系統を確立しておかなければならない。

また、災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いこと、災害に関する情報は、時間の経過とともにニーズが変化していくことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報できるよう、あらかじめ実施主体、方法を定めておかなければならない。

4-1 情報収集体制と伝達系統の確立

(1) 実施体制

市内における災害に係る情報の収集と伝達については、市の各部及び各区本部はもちろんのこと、各防災関係機関が積極的に行うべきものであり、各所属及び各区並びに各防災関係機関は、あらかじめそれぞれの所掌事務に関する情報収集の分担を定めておく。

(2)情報収集体制の確立

ア 危機管理室は、災害発生時に各部及び各区本部並びに関係機関の有する情報が市本部 で収集できるように図っておく。

イ 各区においては、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい 地区について、事前に無線機や同報無線を配備して、迅速かつ的確な情報が収集できる ように図っておく。

(3)情報伝達系統の確立

- ア 本市並びに各関係機関は、収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。
- イ 情報の収集・伝達手段としては次のようなものが考えられるが、一の手段に支障が出 ても対応できるように、バックアップ体制をとるとともに多ルート化を図っておく。
 - (ア) 危機管理総合情報システム
 - (イ) 電話、ファクシミリ
 - (ウ) 防災行政無線、消防無線等の運用
 - (エ) テレビ、ラジオ等による広報
 - (オ) ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集
 - (カ) バイクや自転車等を用いた伝令
 - (キ) 衛星携帯電話
 - (ク) 特設公衆電話
 - (ケ) 車載公衆電話基地局
 - (コ) FM放送局との連携
 - (サ) L アラート(災害情報共有システム)
- ウ 災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害 初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施す るために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて緊急通報システム※や防災行 政無線を運用できるように図っておく。

※「緊急通報システム」

危機管理総合情報システムのうち携帯電話等へのメール配信機能分のことをいう。

報告の系統

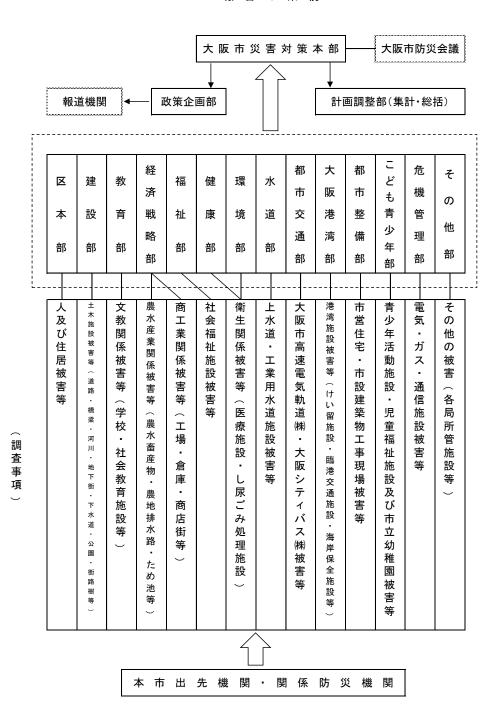


図 報告の系統について

4-2 気象警報等の伝達系統の整備

気象警報等が防災関係機関に迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。

※具体伝達系統は資料編参照

気象警報等の種類は「応急・復旧・復興対策計画 2-2(1) 気象警報等について」に記載

4-3 広報活動体制の整備

災害発生時の広報活動の実施にあたっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる広報手段により、迅速に行えるよう体制を整備しておく必要がある。なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知できるようにするとともに、様々な人に伝わるように努める(外国人に対する情報提供については第5章第16節「外国人に対する対策」を参照)。

(1) 災害情報の集約

政策企画室は、災害発生時に市本部から提供される災害情報(災害事象に関する映像、写真を含む)を、定期的に閲覧できるようにするための措置を図っておく。

(2) 緊急広報の実施

危機管理室は、災害発生時に市民等の生命安全に係わる緊急情報(地震、津波警報・気象警報・特別警報発表時の避難情報等)の広報を実施するための措置を図っておく。 なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。

(3) 一般広報の実施

政策企画室は、災害発生時に危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報(被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等)の広報を 実施するための措置を図っておく。

第5節 総合的な防災情報システムの整備

市本部と各部・区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、危機管理室は総合防災情報システムを整備し、多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。

あわせて、各局室は担任する防災業務の円滑な実施を支援する局独自の情報システムの整備・充実を今後も進める。

危機管理室はこれらシステム間で情報の共有化など一層の連携を図ることにより、市全体として総合的な防災情報システムを整備する。

さらに、大阪府等の防災関係機関の防災情報収集についても、充実を図っていく。

5-1 危機管理総合情報システムの開発

本市の防災に係るシステムとしては、有線通信網が途絶した場合においても情報連絡体制を確保するために構築した防災行政無線と、災害発生時等に関連情報を一元的に管理し、刻々と変化する被害状況や応急対策活動の進捗状況等を把握するための防災情報システムがある。一方で、情報をめぐる社会環境が変化し、インターネットや携帯電話などによる津波に関する情報、緊急地震速報等による自然災害に関する危機管理情報の提供は、市民等への行政サービスとして不可欠なものとなっている。

さらに、周辺自治体や国の機関、電気やガスなどのライフライン事業者、マスメディアなど との共通の情報基盤機能を有するシステムに参画し、危機事態発生時における情報伝達機能 の強化を図ることも重要である。

これらのことから、危機管理室は現行の防災行政無線と防災情報システムの更新にあわせ、これらの機能を融合・発展させた危機管理総合情報システムの構築・導入に向け取り組みを進める。

5-2 各局の防災に係る情報システムの整備・充実とシステム間の連携

各局は、消防、上水道、下水道、道路、河川など各局が担任する防災業務の円滑な実施を支援する各種情報システムについては、引き続き、整備・充実を図っていく。

また、各情報システムにおいて収集した火災延焼情報、道路・河川情報、降雨情報、水道施設被害情報などが災害対策本部等において有効に活用できるよう、これらの情報システムと危機管理総合情報システムとの連携・整備を引き続き図っていく。

さらに、危機管理室では大阪府等の防災関係機関の情報システムとの連携を図っていく。

5-3 システム運用体制等の整備

危機管理室は、危機管理総合情報システムを震災時に有効に機能させるため、各局室、各区 と協力して、システム運用体制の整備や操作訓練等を行う。

(1)情報処理ルールのマニュアル化

情報の収集・入力の体制、意思決定手順、市民等・報道機関等への情報提供のタイミング・方法・範囲等のガイドラインの明確化及びマニュアルの作成を行う。

(2)システムの操作訓練の実施

災害時における総合防災情報システムの運用に支障が生じないよう、平常時においても 防災関連施設や備蓄物資の管理等の業務において利用するとともに、定期的に職員に対し システムの操作訓練を実施する。

第6節 通信の整備

災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、被害の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、市の関係部署はもとより、各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備は不可欠である。

また、災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に 必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。

通信の混乱を防ぎ、情報を迅速・的確に処理できるよう、有線通信施設及び無線通信施設の整備・拡充を図る。

6-1 有線通信

危機管理室は大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線について電話の契約者は、重要回線を災害時の優先電話として指定する必要がある。

(1) 災害時優先電話の指定

震災時の最も重要な活動である市民等の安全確保及び救護救援活動を迅速・的確に実施するために、医療機関その他防災関係機関など重要な関係機関との情報連絡手段として、各庁舎管理者はあらかじめNTTの災害時優先電話の指定を行う。

(2) 有線通信網の整備

災害対策本部と各部間の情報伝達を支援する危機管理総合情報システム等の通信基盤として、危機管理室は震災時に通信の輻輳の影響を受けない専用回線の利用や、主要通信経路の2ルート化など安全性に十分配慮した通信回線網の整備を行っている。今後は、より迅速かつ多量の情報をやりとりするため、回線網の充実・強化を図る。

(3) 市立学校ネットワークの活用

危機管理室は教育委員会事務局と連携して、的確な災害応急対策活動を実施する上で避難所や活動拠点となる施設の相互の情報連絡体制を強化するため、「教育情報ネットワーク」を災害時に行政間の連絡に利用するなど非常時の通信網の一つとして活用していく方策を検討する。

6-2 無線通信

災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、危機管理室は無線設備の整備を図っていく。

整備にあたっては、市の統制局(危機管理室)を中心として、情報の種類に応じた無線回線網の系統及び手段(無線電話、無線ファクシミリ等)で構成する。これらについて、今後も充実を図ると共に、防災行政無線のデジタル化再整備計画を推進する。

さらに、デジタルMCA無線機、緊急速報メール、災害情報共有システム(Lアラート)、 ラジオ放送、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、衛星電話など様々なシステムを 利用した情報伝達の整備に努める。

(1) 無線電話、無線ファクシミリの活用

現在、危機管理室で配備している無線電話等について、無線回線網の系統、配備先、配備台数が適切となるよう配備を見直し、整備を図っていく。

(2) 同報系無線の活用

災害時における有線電話の輻輳や不正確な情報による流言飛語等の拡散防止のため、市 街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、的確 な地震関連情報、生活関連情報を伝達できるように図る。 また、国から「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」※を通じて配信される津波警報、緊急地震速報等の緊急情報について、瞬時に市民等へ伝達するために同報系無線を自動起動させるように図る。

※「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(3) 地域の防災無線の拡充

迅速・的確な災害応急対策を行うため、危機管理室は防災無線設備を整備し、ライフライン関係機関などの災害現場における災害応急対策活動の実状把握を正確かつ速やかに行うとともに、放送局、ケーブルテレビ各社への緊急広報の要請を確実に行えるよう図っていく。

(4) 音声及び画像の伝達手段の検討

災害応急対策を効率的に実施するため、災害現場の情報収集、及び災害応急対策活動の 状況を把握していく必要がある。

危機管理室は災害現場の情報を音声及び画像によって、災害対策本部等に送信できる仕組みの整備を検討する。

(5) 無線従事者の養成

各所属は災害時に誰でもが使えるよう、日常から無線を使用し、無線操作の習熟を図るとともに、各無線局で無線の使用が可能となるよう無線従事者の養成を図っていく。

6-3 通信設備の停電・災害対策・維持管理

災害が発生しても情報が途絶しない通信インフラ、情報ネットワークが必要である。また、 途絶してもその状態が極力短く、途絶しにくい通信手段が不可欠である。各所属は機器の転倒 防止、非常電源・燃料確保等の対策を進める。

(1) 伝送路・回線のバックアップ対策

無線系及び有線系幹線の相互接続、ループ化、多ルート化、及び衛星通信を利用したバックアップ対策を図っていく。

(2) 停電対策

停電時に備え、予備電源として通信設備に適した自家発電装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の2ルート化等の対策を図っていく。

(3) 震災対策

震災時に最も被害が少ないと思われる取付位置を選定し、転倒が予想される機器の固定 や津波等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等、各電気通信設備の震災対策を図っ ていく。

(4) 点検整備

災害時に、有効に機能させるため、通信設備機器に適した間隔(毎月1回、半年に1回等)で配線、機器、電源等の動作状況、通話試験及び機能の良否を点検する。定期点検に際して不良箇所を発見した場合は、即時修理を行い整備する。また、作動状況、老化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備していく。

さらに、蓄電池等の非常電源の補充を行うとともに、予備の乾電池や予備部品(ヒューズ等)の備蓄、点検を行う。

6-4 市災害対策本部の組織内部の重要な職員間における連絡体制の整備

危機管理室は、ICT戦略室と連携し、SNS を活用するなど、災害時の情報伝達・情報共有が、自宅・出張先等からも可能となるようシステム整備に努める。

6-5 防災対策関係職員への連絡体制の整備

災害時には、防災所管課及び主要な意思決定を行う市職員と緊急に連絡をとる必要がある。 各所属は防災所管課及びあらかじめ必要と認める(主要な意思決定を行う)市職員に対する 24時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器 の利用の見直しを図る。

第7節 防災活動拠点等施設の防災機能の強化

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、災害発生後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設が十分に機能することが必要である。

そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図っておく。

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、各防災活動拠点とその基本 的役割、及び各々の施設を以下のように位置付けている。

拠点分類	基本的役割	主な施設等
中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能	市庁舎及び阿倍野防災拠点、
	(情報の収集、整理、指揮命令等の実	消防局及びその代替施設、他
	施)	各分庁舎
市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等の	浄・配水場、備蓄倉庫、
	提供に関する基幹機能	輸送基地、広域避難場所
地域防災活動拠点	市域防災活動拠点と連携し、コミュニ	区役所、消防署、
	ティ防災活動のサポート機能	区保健福祉センター
コミュニティ防災活動	市民等への情報、物資、水、医療等の	災害時避難所、一時避難場所
拠点	きめ細かな提供に関する機能	(小学校、中学校、公園等)

さらに、緊急輸送基地として陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地を指定し、それらと 防災活動拠点とのネットワークを考慮した緊急交通路を指定している。

災害応急対策活動をより円滑に実施するためには、各防災活動拠点について、施設や設備の耐震化を図るとともに、防災機能の整備、拡充を図っていくことが必要であり、特に、中枢防災活動拠点は、災害対策本部室等の司令塔機能の整備に努める。なお、市本部や区本部などの本市職員の活動拠点となる施設においては、その機能を最大限発揮しなければならないことから避難施設としての位置付けは行わないが、各施設の管理者は、市民等の安全確保の観点から一時的な緊急措置が必要となることも想定し、その対応準備に努める。

市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点については、大阪府が整備する広域防災拠点及び広報支援活動拠点、さらに国が整備した堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と連携し、地域に身近な基礎自治体レベルの市域防災活動拠点となるよう整備に努める。

また、災害応急対策活動に機動性を確保するため、指定基準に基づき公園、河川敷等から災害時に活用できる災害時用ヘリポートを指定しており、その空間の保全等に努める。

7-1 防災活動拠点の整備

災害直後からより迅速、的確な災害応急対策活動を実施するために、防災活動拠点が必要な機能を保持できるよう、特にライフラインの途絶といった事態にも対処可能とすべく自立可能な施設整備を推進する。

また、耐震性の向上等により防災機能の充実を図るとともに、拠点施設周辺街区の不燃化・耐震化等を進め、防災上安全な街区の形成に努めていく。

(1) 施設の防災機能の充実

各施設管理者(津波避難ビル及び水害時避難ビルの施設管理者を除く。)は、ライフライン途絶に備えてのバックアップの充実・強化を図る。具体的には、多様な通信手段や非常用電源(バッテリー、発電機、燃料等)の確保・浸水対策、雑用水や防火用水の確保を図り、その際には協定の活用も図る。また、災害応急対策活動に従事する職員等のための飲料水・食料や生活物資等の備蓄などに努めていく。

(2) 施設の耐震性の向上

防災活動拠点施設については、各施設管理者が、特定天井脱落対策等、防災機能の強化 に努める。 また、新設建替にあたっては、施設の用途や防災上の重要性に応じた耐震性能の確保を推進する。

(3) 防災上安全な街区の形成

区役所、消防署等を中心に、地域防災活動拠点が比較的集中立地し、相互の連携が強化しうるエリアについて、各施設管理者は、建築物の不燃化やライフラインの耐震化等を進め、災害時における最低限の都市機能が維持できる防災上安全な街区の形成に努めていく。

7-2 緊急交通路・緊急輸送基地の整備

災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急交通路及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。

(1) 耐震性の強化

道路管理者(港湾管理者)は、「公共土木施設の耐震化及び応急対策」に基づき橋梁等の耐震化を推進するとともに、港湾管理者は、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を推進する。

また、港湾管理者は緊急輸送等災害時に必要な航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。

(2) 輸送体制の整備

基本法第50条第1項に基づく災害応急対策を所管する部署の長は、災害時に災害対策基本法第76条第1項に基づく緊急通行車両として次の用途に使用する計画のある車両(大阪市が保有する車両及び契約により常時専用に使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両)については、大阪府公安委員会に対し事前届出※を行う。

- ア 警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両
- イ 消防(道路交通法に定める緊急自動車を除く)、水防、その他の応急措置に関する 車両
- ウ 被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両
- エ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する車両
- カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両
- キ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両
- ク 緊急輸送の確保に関する車両
- ケ 災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両

※「事前届出」

災害対策基本法第50条第1項に基づく災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会(当該部署の所在地の管轄警察署長)に対して「緊急通行車両事前届出書」と当該車両の自動車検査証を提出し、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

災害時には、大阪府公安委員会(当該部署の所在地の管轄警察署長)、又は府知事に対して事前届出済証を添付して確認申請し、緊急通行車面確認証明書及び同標章の交付を受ける。

また、災害直後は、陸上交通には混乱が生じる恐れがあること等を勘案し、大阪湾及び市内を縦横に貫流している大小多数の河川を利用した水上アクセスを活用するなど緊急輸送体制の多重化を図っておく。

(3) 河川管理者との連携

危機管理室は、河川管理者(国土交通省、大阪府、大阪市)が整備を進めている緊急用船着場、緊急河川敷道路、防災船着場の整備状況を把握し、大阪府と連携して災害時の緊急輸送等に有効活用できるよう備えておく。

また、河川管理者は、船舶による緊急輸送に備え、平時から河川の浚渫を行うものとする。

7-3 防災活動拠点のネットワーク構築

災害応急対策活動を迅速、的確に実施するには、状況を把握しそれをもとに指揮命令を下す中枢防災活動拠点から、直接市民等にきめ細かい救援を提供するコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークを構築することが重要であるため、その整備を推進する。

(1) 物流のネットワーク

道路管理者(港湾管理者)は、緊急交通路の整備により物流のネットワーク化の推進を 図る。

(2) 情報通信のネットワーク

防災活動拠点となる各施設管理者は、各種施設が震災時においても相互に情報連絡 を迅速、的確に実施しうるように施設や設備の充実・強化を図る。

7-4 災害時用ヘリポートの整備

災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に 対処しうるよう、各区に最低1ヶ所の災害時に活用できるヘリポート(災害時用ヘリポート)を整備する。

また、災害時用ヘリポートに指定された各施設の管理者は、指定した災害時用ヘリポートの空間の保全に努める。

第3章 避難・安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の被害の軽減を図るため、危険区域にある市民等及び事業者に対して迅速に安全な場所に避難させるための措置を整えておく。

第8節 避難対策

本市は、平常時において、避難誘導の基礎となる指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、その他避難に資する情報の提供に努める。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるために、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮しつつ、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民等に対し周知徹底するための措置を講じる。

防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、どの指定緊急避難場所へ、どの経路で立退き避難するか等、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えてもらうなど、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、警察官、自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

なお、本市は市民・施設管理者等に対して、公的な避難場所に限らず、家族や親戚、知人宅又は近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、自宅・屋内でもより安全な場所へ移動する屋内安全確保をとることも避難行動であり、日ごろから相談しておくよう周知する。

8-1 津波からの避難対策

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

(1) 津波避難計画等の策定

本市は、津波浸水が予想される地域において、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策 について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

(3) 事業所等における避難誘導

事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。

(4) 地下街、地下施設における避難誘導

地下街、地下施設管理者は、自らが管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ 多数の者が利用する施設への津波による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速 かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、 その計画に基づき対策を講ずるよう努める。

8-2 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策

地震に伴う堤防沈下等による浸水から市民等の生命又は身体に対する危険を回避するため、該当地域における避難計画を定める。

(1) 対象地域

地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域(以下、即時浸水地域)については、第1部第3節3-2(2)津波ウの「図 津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」のとおりである。

(2) 避難計画の策定と周知

ア 避難計画策定の基本方針

避難計画の策定にあたっては、即時避難を原則として_(注)、以下の基本方針を踏まえて策定する。

- (注) 地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、市長からの避難情報の発令によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難を開始する。
- (ア) 地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階 に即時避難を行う。
- (イ) 地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。
- (ウ) 一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要がある場合は、津 波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。
- (エ) 即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を 行う。

イ 避難計画の策定

- (ア) 即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、即時浸水の水位、浸水到達時間等の情報を基に、避難計画を作成する。
- (イ) 各即時浸水地域の避難計画は、各地域で作成する「地区防災計画」に規定する。
- ウ 即時浸水地域の市民等への周知
 - (ア) 即時浸水区域を含む区は、広報資料等を作成し、地震に伴う堤防沈下等による浸水の危険性や避難計画等の周知を行う。
 - (イ) 即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、津波避難訓練等を実施し、即時避難 の方法等の周知に努める。
- エ 津波情報の伝達

即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を含む区は、津波からの避難の情報の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。

8-3 洪水や高潮等に対する浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- (1) 危機管理室は、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について地域防災計画に定めると ともに、市民等に周知するため、水害ハザードマップに記載する。
 - ア 洪水予報、避難情報の伝達方法
 - イ 避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ウ 浸水想定区域内の地下街等防災上の配慮を要する者が利用する施設、大規模工場等 (大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定め る用途及び規模に該当するもので、所有者又は管理者から申出があった施設)_(注)につい て、これらの施設の名称及び所在地
 - (注)なお、大規模工場等については、現在、本市において、当該施設に係る条例が制定されておらず今後、 条例が制定された後、当該施設の所在地が浸水想定区域に位置する場合に検討するものとする。
- (2)上記(1)により本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

- ア 浸水すると予測される地域及びその周辺に事業所を設置している事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。
- イ 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、利用者の水害時(河川氾濫・高潮)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた避難確保計画(「避難確保・浸水防止計画」)を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
 - (ア) 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項
 - (イ) 浸水の防止のための活動に関する事項
 - (ウ) 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
 - (エ) 防災教育・訓練に関する事項
 - (オ) 自衛水防組織の業務に関する事項

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設)の管理者等の意見を聴くよう努める。

- ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時(河川氾濫・高潮・内水氾濫)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画(「避難確保計画」)を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について定めた場合は、これを市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、訓練を実施した場合は、その結果を市長あてに報告する。
 - (ア) 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項
 - (イ) 浸水の防止のための活動に関する事項
 - (ウ) 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
 - (エ) 防災教育・訓練に関する事項
 - (オ) 自衛水防組織の業務に関する事項

なお、大規模工場等について、地域防災計画に定められた場合は、ウと同様の措置を とることとする。

エ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画の作成及び訓練の実施について報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を必要に応じて行う。

8-4 寝屋川流域における内水浸水への備え

寝屋川流域は、大阪府により特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定されており、「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、行政、流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指している。

とりわけ増水時には、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、河川への雨水流入抑制を目的として下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施することがあり、内水浸水が発生する場合がある。

下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施に備え、流域住民は土のうの設置や上階への一時 退避などの対応が必要になることから、本市は、寝屋川流域内で影響が大きい区域内の住民 に対し、内水浸水の注意喚起を行う。

8-5 広域避難・一時滞在の体制整備

危機管理室は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合に備えて、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9節 避難施設

災害から市民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から市民等への周知徹底を図る。

また、災害直後には、それぞれの施設を中心としたコミュニティ単位で自立した対応がなされるよう、それぞれの施設に対して防災機能の充実を図っていく。

なお、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波 (レベル2) に対しても対応 が可能かどうか再点検、安全確認を行ったうえで、次の取組みをすすめる。

9-1 避難場所

避難場所とは、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所であり、用途に応じて「広域避難場所」、「一時避難場所」、「津波避難施設」として整備を図る。

(1) 指定緊急避難場所

アニ指定

市長は基本法第49条の4に基づき、洪水、津波その他の災害種別ごとに適切な避難場所として「指定緊急避難場所」を指定する。

イ 指定する場所

次の事項に該当する施設を指定する。

(ア) 災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域 外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以 上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(イ) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものなお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 広域避難場所

危機管理室は、大規模火災が発生し、延焼拡大した場合に生命の安全を確保するため、 火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保する。

ア 広域避難場所の要件

- (ア)原則として10ha以上の規模を有し、又は、土地利用の状況、その他の事情を勘案して災害時における避難上必要な規模を有し、周辺の火災及び浸水から安全な形態とするとともに、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施するなど、関係する所属は災害応急対策活動の拠点としての機能確保に努める。
- (イ)受入可能人口は、周辺の火災から安全な面積に対して、原則として1人あたり2m²とし、現状でその確保が困難な地区は、1人あたり1㎡以上として計画する。
- (ウ) 概ね周辺2~4km以内の地域を避難圏域とし、圏域内における避難対象地域(不 燃領域率70%未満及びそれに囲まれた地域)の人口が受入可能人口を超えないもの とする。また、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、関係す る所属はその避難生活に対応するための機能の充実にも努める。

イ 広域避難場所の整備方針

(ア) 空間の整備、拡充

危機管理室は、広域避難場所まで道路距離で2km以上ある地区については、新たな広域避難場所の確保を検討する。

(イ) 防災機能の充実

①飲料用耐震性貯水槽の設置

平成7年度より城北公園を始め9公園に飲料用耐震性貯水槽(貯水量:400m³/ 箇所)を設置しており、公園管理者は、維持管理に努める。

②マンホールトイレの設置

下水道管理者は、広域避難場所において、マンホールトイレ (トイレとしても活用が可能なマンホール等)の整備を推進する。

(3) 一時避難場所

区役所は、避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての 一時避難場所を確保する。

ア 一時避難場所の要件

広場、公園、空地等で、原則として1㎡につき1人を基準として200人以上避難可能な場所とする。ただし、地域の実状に応じて、避難可能人数が200人未満の施設も可能とする。

(4) 津波避難施設 (津波避難ビル、水害時避難ビル)

区役所及び危機管理室は、市民等が津波などの水害から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保する。

津波避難施設は、避難に重点を置いた対策のひとつとして、大阪府による津波浸水想定結果 (H25.8) を踏まえた 17 区(西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区)に加え、津波浸水想定はないものの河川氾濫(洪水)の浸水想定がある東部の 5 区(東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区)で、市民等が津波等から緊急かつ一時的に避難・退避するため施設として確保を進める。

ア 津波避難施設 (津波避難ビル、水害時避難ビル) の要件

(ア) 建物の構造

原則として鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。

(イ) 耐震性

新耐震設計基準(建築基準法施行令昭和56年改正)に適合していることを基本とする。

- (ウ) 避難場所・時間
 - ・原則として各浸水想定の浸水深よりも高い位置の階とする。
 - ・津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者1人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。ただし、避難者1人当たり面積については、地域の実状に応じた設定を可能とする。
 - ・少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間 の限定(営業時間中のみ等)も許容する。
- イ 津波避難施設(津波避難ビル、水害時避難ビル)の確保手順
 - (ア) 市及び外郭団体の施設

危機管理室と施設を所管する局が調整の上、確保を進める。

(イ) 民間施設

区役所は、地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者 と協定を締結する等、確保を進める。

(ウ) 複数の区にまたがる施設

チェーンストア等、複数の区にまたがる施設等市域において一括して協定を締結できるものについては、危機管理室にて対応する。

(エ) 大型の津波避難施設

各区は、観光客等にもわかりやすい避難施設として、各区に大型の津波避難施設 を確保するよう努める。

(オ) 鉄道施設、道路施設等の活用

各区は、鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の特性や実情に応じて緊急避難場所として確保できるよう、施設管理者と協議を進める。

(カ) 新設建築物

危機管理室は対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。計画調整局はこれに協力する。

ウ 津波避難施設(津波避難ビル等)の周知

区役所は、日頃から市民等に当該施設が津波避難ビル等であることを、施設管理者の協力のもと図記号を利用した看板又はステッカー等により周知するよう努める。

エ 津波災害警戒区域に指定された場合の対応

今後、大阪府によって津波災害警戒区域が指定された場合は、当該区域内において、 民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する際には、津波浸水 想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して 必要と認める値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全 な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時 に確実に避難できるような体制の構築に努める。

9-2 避難所

避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない、又は居住の場所を確保することが困難な市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、「災害時避難所」、「福祉避難所・緊急入所施設」として整備を図る。

整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(1)避難所の指定

ア 指定

市長は基本法第49条の7に基づき、適切な避難所を「指定避難所」として指定する。

イ 指定する施設

次の事項に該当する施設を指定するよう努める。

- (ア) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設
- (イ) 地域的な特性や過去の教訓を踏まえるとともに、想定される災害による影響が比較 的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、避難の指示等を行わない災害においても、自宅での待機に不安をもつ市民からの 要望がある場合に、自主避難への対応として、一時的に避難所を開設する場合がある。

(2) 災害時避難所

区長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、 給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。

災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。

ア 災害時避難所の要件

- (ア) 地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として2㎡につき1人を基準として50人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が50人未満の施設も可能とする。
- (イ) 学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積1.6㎡につき1人として受入可能人数を算出するものとする。
 - · 普通教室 有効率 70%
 - ・廊下 有効率 50%
 - ·屋内運動場 有効率 80%
- (ウ) 感染症蔓延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離 等を勘案して設定する。
- (エ)確保にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。

イ 災害時避難所の整備方針

(ア) 安全性の確保

教育委員会事務局は、災害時避難所の大多数を占める小中学校の校舎や体育館等について、地震時の外壁材の落下等による事故を防ぐため、計画的に外壁改修を行う等点検に基づく維持管理に努める。

(イ) 防災機能の充実

教育委員会事務局は、小中学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとするよう努めるとともに、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。

また、危機管理室は防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。

(ウ)環境整備

危機管理室と教育委員会事務局は、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つために、空調、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図る。

ウ 地域における民間施設の災害時避難所の確保

区役所は、地域住民が主体となって民間施設を確保することに支援や協力を行うなど、地域特性を考慮した災害時の新たな指定避難所の確保に努める。

また、施設提供の依頼を受けた施設の所有者、管理者、占有者又は関係者は、施設の 提供に協力するよう努める。

工 福祉避難室

区役所は、災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通 じ、福祉避難室として確保する。

(3) 福祉避難所・緊急入所施設

区長は、高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において特別な配慮を必要とする 市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である福祉避難所等の指定について、 社会福祉法人等が運営する要援護者施設等を福祉避難所等として使用することについての 調整・協力を要請する。

危機管理室及び区役所は、福祉避難所等の役割について市民等に周知するとともに、区 役所は指定した社会福祉施設に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。

区長並びに施設管理者は、日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、危機管理室及び関係する所属は、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。

9-3 避難場所・避難所の管理

- (1) 区長は災害時において、区内の広域避難場所、避難所の管理者となる。なお、複数区が関わる広域避難場所については、あらかじめ関連する区長が協議して、災害時に代表の管理者となる代表の区長を定めておく。
- (2) 区長は、あらかじめ、公園など、広域避難場所ごとに施設管理者と協議し、災害時に避難状況が把握できるよう施設管理者との連絡体制を構築する。

9-4 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営

- ア 区長は、災害時に区内に設置する避難所の管理にあたらせるため、あらかじめ職員の中から避難所主任及び係員を任命する。
- イ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所開設・運営を実施するため、 自主防災組織を中心とした避難所開設、運営に関する訓練を行う。

(2) 避難所開設・運営にあたっての留意事項

避難所の開設・運営にあたっては、次の事項に留意する。なお、詳細について、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。 ア 要配慮者への配慮

- イ 多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、 生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- ウ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- エ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- オ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営 に関する役割分担等を定める。
- カ 災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房 設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。
- キ 感染症蔓延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じる ことで、避難所内での感染拡大防止に努める。
- ク 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ケ 避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる 方策について定めるよう努める。

(3) 区内で避難者の受入が困難な場合に備えた対応

ア 他の区への避難の調整

災害想定により、区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない状況が想定される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画(2次避難計画)」に基づき他区の災害時避難所への避難について当該区の区長とあらかじめ調整しておく。

イ 他の区からの避難受け入れの調整

災害時に他区からの避難者の受入要請される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画 (2次避難計画)」に基づきあらかじめ受入可能な災害時避難所について、当該区長と 調整する。

9-5 避難路の整備

避難路は、広域避難場所に通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民等を広域避難場所に迅速かつ安全に避難させることを可能とすべく、当該施設の管理者は、施設の耐震性の強化を図るとともに、拡幅や沿道の不燃化等の整備を図っていく。

(1) 避難路の整備方針

指定した避難路に対し、道路整備事業の実施や沿道の不燃化促進事業を推進する。

ア 道路の整備

道路管理者(港湾管理者)は、指定した避難路に対し、道路の拡幅や構造物の耐震性の強化、共同溝・電線共同溝の整備などの道路整備を推進する。

イ 沿道の不燃化

都市整備局は、避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業等を活用することにより、沿道の不燃化を推進する。

9-6 避難場所、避難所の周知と表示板・標識類の整備

(1)避難場所と避難所の周知

「指定緊急避難場所」は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した「指定緊急避難場所」を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が相互に兼ねる場合においては、特定の 災害においては緊急時に当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃 から住民等への周知徹底に努める。

(2) 表示板・標識類の整備

ア 広域避難場所の表示板設置

危機管理室は、広域避難場所の入口付近に、避難場所の区域、指定目的、避難設備などを市民等に周知するための表示板を設置する。なお、整備及び更新の際は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した広域避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った表示板の見方に関する周知に努める。

また、表示板については、案内図記号 (JIS Z8210) の追補6「災害種別一般図記号」 及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム (JIS Z9098)」 を用いる。

イ 避難路における広域避難場所への誘導標識設置

危機管理室は、広域避難場所に至る避難路上に、広域避難場所への誘導標識を設置する。なお、事業者等の協力を得て、デジタルサイネージ等を活用した誘導についても努める。

ウ 災害時避難所の表示板設置

区役所は、災害時避難所の入口に、避難所であることを示す表示板を設置する。表示は、避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

エ 津波避難ビルの表示板設置

区役所は、施設管理者の協力を得て、津波避難ビルの入口付近に、避難場所であること、避難可能時間帯を示す表示板を設置するよう努める。表示は、避難場所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

オ 災害時避難所への誘導表示の整備

区役所は、災害時避難所への誘導表示について、設置箇所等を地域と調整のうえ整備する。さらに、地域特性に応じた誘導方法による災害時避難所への誘導表示を地域と協働する等して整備する。

第10節 避難行動要支援者に関する対策

10-1 避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」 の定めによる。

ア 避難行動要支援者、自らの取組み(自助)

(ア) 自己の安全確保

平常時から災害に関する危機意識を持って、家具の固定等自らの住まいの安全確保や医薬品、医療器具、生活用品等の準備など、自己の安全を確保するよう努める。

(イ) 避難行動の確保

災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動が行えるよう努めるとともに、平常時から隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などに積極的に参加するよう努める。

イ 自主防災組織を中心とした地域の取組み(共助)

(ア) 自主防災活動の企画、立案

地域の特性を踏まえ優先的に取り組むべき活動の内容を、市民等の参加による話し合いなどを通して決定する。

(イ) 避難行動要支援者情報の把握

自分たちの地域で生活する人はみんなで守っていくということを基本に、平常時から避難行動要支援者情報の把握に努め、災害時には避難支援等を行うよう努める。

なお、避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることが 大前提であり、助けようとしても、助けられない可能性もあることについて、避難 行動要支援者の理解を得る必要がある。

(ウ) 自主防災活動の実施

地域の特性に応じて企画、立案した防災活動を、市民及び事業者との協働により実施していく。また、災害時に適切に行動できるよう、日頃から避難行動要支援者をはじめとしたより多くの市民等の参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施する。

ウ 本市の取組み(公助)

(ア) 地域における活動への支援

地域における避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう、危機管理室及び区役所は、安否確認等のひな形の提供や先進事例などを地域へ提供し、地域における活動の支援を行う。

(イ) 本市保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理

本市が通常施策を実施するために収集している要配慮者情報を利用して、「大阪市避難行動要支援者名簿※」をあらかじめ作成、毎年更新する(注)。

(注)【大阪市避難行動要支援者名簿作成基準】

- ・要介護3以上の人
- ・要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人
- 重度障がい者

身体障がい者 1・2級 知的障がい者 A 精神障がい者 1級

- ・視覚障がい・聴覚障がい 3・4級
- ・音声・言語機能障がい 3級
- ・肢体不自由(下肢・体幹機能障がい) 3級
- ・人工呼吸器装着者等の医療機器への依存度の高い人

【利用する保有個人情報の項目】

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、そ の他避難支援等の実施に関し必要と認める事項 【名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる 措置】

プライバシー保護に配慮した具体的な実施方法を事務取扱要領として別途定める。

避難行動要支援者情報(高齢者施設、障がい児・者施設への長期入所者については、施設管理者など避難支援者が明確であることから除くこととする。)を、個人情報の取扱いに関するルールを作成するなど、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて、本人の同意を得たうえで、又は条例の定めるところにより、避難支援等関係者となる自主防災組織へ提供する。

なお、災害発生又は発生するおそれのあるときは、以下の目安を参考とし、災害 状況を判断しながら提供する。

- □目安
 - ○震度6弱以上
 - ○避難準備・高齢者等避難発令時
- □提供先
 - ○地域本部
 - ○その他、区長が認めるもの
- (ウ) 災害時の避難行動要支援者支援活動調整体制の整備

災害時の避難行動要支援者支援活動の初期初動からその後の避難生活支援活動の調整を円滑かつ迅速に実施するため、市本部避難行動要支援者支援班の立ち上げ及 び調整体制の整備を図る。

第11節 学校園等の避難対策

学校園等は、災害発生時における幼児、児童、生徒(以下「児童等」という。)の安全確保や 災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、 適宜、危機管理発生時対処要領(危機管理マニュアル)の見直しを行い、校内防災体制の確立に 努める。

11-1 学校園等の災害発生時の対策

学校園等は、保護者との間で、以下の対応を基本として、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。

(1)授業時間中の対応

ア 教職員は、災害発生時、直ちに、児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずる とともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。

イ 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時*の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。

※自然災害をはじめとする緊急事態全般

(2)授業時間外の対応

ア 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を 行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を 行う。

イ 教職員は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。

第12節 帰宅困難者対策

本市には、事業所や学校、集客施設等が集中し、約109万人(平成27年度国勢調査)にのぼる 昼間流入人口を擁しており、加えて買い物客や来阪外国人を含めた観光客等が流入、滞在して いるため、大災害により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数 発生することが予想される。

大阪市域では、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。

東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナル駅周辺に集中し、大きな混乱が発生するとともに、歩道では徒歩帰宅者による混雑が発生し、また、車道ではタクシーやマイカーによる帰宅者で渋滞し、緊急車両の通行が困難な状況となった。

このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止が、帰宅困難者対策のなかの重要な要素であり、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む必要がある。

12-1 帰宅困難者数の推計

市内の滞留者のうちの帰宅困難者数推計数は次のとおり。

行政区	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺
帰宅困難者数	25. 28	1.82	1. 54	1. 05	21.03	6. 91	1. 28	0. 97	2. 53
行政区	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見
帰宅困難者数	1. 83	1. 27	3. 72	2. 31	1.06	1. 22	1.06	1. 77	0. 96
行政区	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	合計		
帰宅困難者数	1. 48	1. 74	1. 50	1.32	1.93	0.99	86. 57		

表 行政区ごとの帰宅困難者発生推計数(単位:万人)

12-2 帰宅困難者対策の方針

(1) 事業者等との協力

本市は、平常時から可能な範囲で、一斉帰宅の抑制といった「自助」の活動並びに、行き場のない帰宅困難者の受け入れ(業務・自由目的の来訪者はオフィス・商業施設等、外国人を含む旅行者はホテルを基本とする)及び帰宅困難者への情報発信といった「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者の一時的な受け入れ先確保のため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求めるとともに、徒歩帰宅者が無事に帰ることができるように、トイレ、水道水、ラジオ等で知りえた道路情報等の提供などコンビニエンスストア等の協力が得られるように努める。

(2) 交通事業者等との協力

国、大阪府、市町村、関西広域連合等は平常時から連携して、鉄道の代替としてバス、 船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠 組みの構築を図る。

具体的な対策については、国、大阪府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行い、それぞれにおいて、広域・基礎自治体の役割を分担して取り組む。

なお、鉄道事業者は発災時には帰宅困難者等の一斉帰宅に伴う混乱を回避するため、駅利用者を施設内や安全な場所で保護するとともに、施設の安全が確認できない場合は、避難場所への案内等を行う。

12-3 企業・事業所等における対策の推進

一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画の策定についても働きかけを行う。

12-4 ターミナル駅周辺の滞留者対策

ターミナル駅が存する区においては、区役所と関係所属が協力してターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援について、その確保の協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。

特に、ターミナル駅周辺の帰宅困難者が一時的に滞留することを想定し、各施設管理者は連携して、行政と協力してマップ、標識等の整備、ICTを活用した情報発信方法の検討等に努めるとともに、これら滞留スペースが様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう努める。

12-5 交通情報の入手・伝達方法の確立

本市は、大阪府や関西広域連合と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報の 入手・伝達方法を確立しておくとともに、市民等や事業所に対して普及啓発を図る。なお、 情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよ う、利用者視点での情報提供が行えるように取り組む。

また、市民等に対し、家族の安否確認の方法について普及啓発を図る。

12-6 徒歩帰宅者への支援

職場等にとどまった帰宅困難者等は、被害状況等の情報をもとに、安全に帰宅できると判断された段階で、帰宅を開始することが想定される。交通機能が停止している場合、多くの人が徒歩で帰宅することになることが予想されることから、安全な徒歩帰宅の支援を充実させる必要がある。

本市は、民間事業者等との連携のもと進める下記の取組みが十分に機能するよう、引き続き大阪府・関西広域連合等と連携して対策を進める。具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づいて訓練などを行うこととし、実効性を高めていく取り組みを行う。

(1) コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援

関西広域連合は、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等 (「災害時帰宅支援ステーション」と呼称)において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り 得た道路情報等を提供する協定(「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」)を各 事業者と締結している。

帰宅支援ステーションには、周知のためのステッカーを掲出する。帰宅支援ステーションについては、本市は、関西広域連合、大阪府と連携し、住民に対して適宜啓発ポスター等による周知に努める。

(2) 給油取扱所における支援

本市は大阪府とともに、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所(「防災・救急ステーション」と呼称)において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定(「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」)を、大阪府石油商業組合と締結している。

防災・救急ステーションには、周知のためのポスターを掲出する。

第13節 外国人に関する対策

市域には居住者としての外国人と、観光・ビジネス等の目的で来訪している外国人がみられる。

居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動がとれるよう努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。

また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。

13-1 防災知識の普及・啓発

災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい 知識を持って行動することが必要であることから、外国人に対しても防災知識の普及・啓発 活動に努める。

外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター(以下「国際交流センター」という。)等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努める。

また、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。

来阪外国人旅行者には、経済戦略局は大阪観光局と連携し、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。

また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。

13-2 避難場所等の案内板・標識類の整備

危機管理室及び区役所は、広域避難場所・災害時避難所等の案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する等、外国人に配慮した整備を行う。

13-3 災害多言語支援センターの設置

経済戦略局は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、災害時には、必要に応じて災害多言語支援センター(以下「多言語支援センター」という。)を国際交流センターに設置されるよう調整しておく。

国際交流センターは、多言語支援センターの運営にかかる業務を行えるように図っておく。

第14節 地下空間の浸水避難対策等

地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においては、 ターミナル駅周辺において地下空間の高度利用が進んでいることから、大都市特有の災害リスクとして、地下空間における耐震性の確保とともに浸水対策の推進を図る。

東日本大震災を踏まえ、速やかに実施すべき避難対策として、上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者又は管理者は、大阪市の要請により、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル(津波避難ビル等)と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する。

また、市と所有者等は連携し、これら接続ビル(津波避難ビル等)が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。

14-1 地下空間の浸水避難対策等

(1) 地下空間の浸水危険性の啓発・広報

危機管理室及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間の浸水危険性等の各種啓発活動や広報活動等を検討実施するとともに、水害ハザードマップ等の活用により、地下空間の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図る。

(2) 地下空間浸水対策のための水防体制づくり

地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた避難確保・浸水被害防止計画を作成し、従業員や関係者に周知徹底するとともに、従業員等への防災教育・訓練を行う。特に、地下空間に浸水する前に全員が避難できる体制を検討する。

(3) 地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達 本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが

望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を検討する。

(4) 迅速かつ確実な避難の確保

地下街等の地下空間管理者は、迅速かつ確実な避難を確保するために、次の必要な措置を講じる。

ア 地下空間の安全性確保

迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、施設の 状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震 補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。

イ 避難口・避難路の明示

不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、さらに分かりやすい避難口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。

ウ 緊急避難用の対策

地下空間への浸水が生じた場合、流入する水が避難を困難にするという特性を十分に踏まえ、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。

14-2 地下空間の浸水防止対策

地下街等の管理者は、地下空間の浸水対策として次の対策を行う。

(1) 出入口部や換気口における浸水対策

地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パックの備蓄等を検討する。

また、換気口においては浸水に対して十分な高さを確保するよう努める。

(2) 排水施設からの逆流防止

構内下水の排水特性等を踏まえた上で、排水施設からの逆流防止対策として逆流防止弁の設置等を検討する。

(3) 電源設備等の浸水対策

電源設備等が浸水しないように地上及び高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努める。

また、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。

14-3 地下空間の津波対策

民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、市及び津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、大阪府、本市、事業者、関係機関が連携して検討を行う。

- (1) 大阪府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内の地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるとともに、市民等に周知させるため、ア〜ウの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。
 - ア 津波に関する情報の伝達方法
 - イ 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ウ 地下街等の施設の名称及び所在地
 - エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び 自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法
- (2) 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、以下の事項を定めた避難確保計画 (「避難確保・浸水防止計画」)を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
 - ア 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項
 - イ 浸水の防止のための活動に関する事項
 - ウ 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
 - エ 防災教育・訓練に関する事項
 - オ 自衛水防組織の業務に関する事項

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下 街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の 確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設)の管理者等の意見を聴くよう努める。

第4章 危険物対策

第15節 危険物の災害予防対策

危険物等に起因する、火災、爆発、流出事故等の災害を未然に防止するための対策について定める。

15-1 危険物の災害予防対策

危険物安全週間、春・秋の火災予防運動をはじめあらゆる機会を利用して次により未然防止に努める。

(1) 立入検査の実施

各対象物について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防 上危険がないかを厳重に検査し、不備事項の違反是正等を行う。

なお、災害発生が予測されるときは、上記検査以外随時立入検査を実施し、災害防止に万全を期する。

(2) 移動タンク貯蔵所等の街頭取締

危険物の運搬中に横転、衝突等の事故により火災等の事故が発生した場合、その影響が極めて大きいことが予測されるので、交通管理者等へ要請し、危険物を輸送するタンクローリー車及び貨物自動車の一斉取締りを実施し、事故の未然防止に努める。

(3) 危険物取扱者等に対する指導教育

危険物取扱者等関係者に対し適宜、法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等その保守管理に誤りのないよう指導するとともに、災害発生時における危険物取扱者としての処置方法についても指導し、事故の未然防止と被害の局限化に努める。

(4) 危険物防火協議会の育成

危険物関係事業所の相互連絡協調と火災予防の実効をあげるため結成されたこの協議会の活動を通し、施設責任者の火災予防に関する自覚を促し、設備の維持管理と法令遵守の徹底を期するものとする。

(5) 屋外タンク貯蔵所からの流出事故防止対策等

ア 保守、点検の実施

- (ア) 定期保安検査 容量10,000k1以上のタンクは定期的に保安検査を実施する。
- (イ) 臨時保安検査 容量1,000kl 以上のタンクで、タンクの直径に対する当該タンクの 不等沈下の数値の割合が100分の1以上となったものについては、その都度保安検査 を実施する。

(ウ) 定期点検

- ①外部点検 指定数量の200倍以上のタンクは1年に1回以上事業者自らが点検し、 点検記録を作成、保存する。
- ②内部点検 上記点検に加えて、容量1,000k1以上のタンクについては定期的に内部 点検を実施する。

イ 沈下測定の実施

上記(ウ)①の外部点検時には必ずタンクの沈下状況について精査、記録させ、必要に応じて消防職員が立会い確認する。

ウ 基礎修正

上記イの不等沈下の認められたタンクは原則として基礎を修正することにより、不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。なお、指定数量の200倍以上で容量1,000k1未満のタンクについても、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が50分の1以上となったものについては、前記同様の措置をさせる。

工 敷地外流出防止対策

防油堤の適正な維持管理に加え、油槽基地等タンクが群立する事業所においては、万一 危険物が流出しても敷地外への流出を防止するためのせき止め、又は土のう等の準備、 有事の際の排水経路の遮断措置の設置等をするよう強力に指導する。

15-2 指定可燃物等の災害予防対策

指定可燃物等貯蔵取扱場についても危険物同様全施設の立入検査を実施し、集積場所の区分及び設備等の管理状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、事故の未然防止に努める。

15-3 高圧ガスの災害予防対策

高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

15-4 火薬類の災害予防対策

大阪府警察と連携し、火薬類の盗難及び災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における危害防止体制の確立、保安意識の高揚を図る。

15-5 劇物毒物の災害予防対策

毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

15-6 管理化学物質の災害予防対策

管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「生活環境保全条例」という)で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

15-7 石油コンビナート等の災害予防対策

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や 高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被 害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、大 阪府、市町村、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策 等に取り組む。

(1) 事業所の防災体制の強化

事業所に対し、次の事項を履行するように指導する。

- ア 異常現象が発生した場合、消防機関へ迅速かつ適確に通報すること。
- イ 自衛防災組織等が発災時に有効な初動体制をとれるように、隊員に対する教育、 訓練を充実・強化すること。
- ウ 夜間及び休日における防災体制を確立すること。
- エ 防災資機材等について、定期的に点検を実施し、適正な維持管理を行うこと。

(2) 隣接事業所等と災害予防に関する連絡協調体制の確立

災害発生の未然防止と災害の拡大を防止するため、あらかじめ隣接事業所はお互いに連絡協調体制を整えておくよう指導する。

第16節 火災対策

地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出 火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。

また、阿倍野防災センターにおける地震の発生から初期消火や安全に避難するまでの一連の行動についての体験学習をはじめ啓発パンフレットの配付等、防災の観点から市民等の火災予防に関する知識の普及、啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。

16-1 出火防止

消防局は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、自衛消防訓練等を通じて指導を行う。

(1) 市民等の火気取扱いに係る意識の向上

出火防止の啓発として、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間・危険物安全週間の展開、女性防火クラブなどへの育成・指導、住宅等の防火指導の実施、防火管理者、防災管理者及び一般関係者に対する講習会の開催、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織による訓練を実施してその強化を図る。

(2) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を 指導する。

(3) 電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。

(4) 危険物取扱設備等の安全化

危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。

(5) 化学薬品等取扱施設の安全化

化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

(6) 百貨店や多量の火気を使用する事業者に対しての指導

火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領に ついて指導する。

16-2 初期消火

消防局は、地震により出火に至った場合においても初期のうちに消火することができるように、器具等の普及などを図るとともに、訓練等による指導を行う。

(1) 家庭等への消火器具の普及

火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発を図る。

(2) 消防用設備等の耐震性の保持

関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。

(3) 市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時に おける初期消火について指導する。

16-3 防火教育

消防局は、火災予防に関する知識の普及、啓発を図るため、体験型防災学習施設(阿倍野 防災センター)等を活用して、市民等、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。

(1) 市民等に対する啓発

防火防災講演、防火教室、移動消防展の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に 対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及、啓発を図る。

(2) 重要な施設管理者に対する教育

百貨店、地下街等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施 設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及、啓発を図る。

ア 防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進 イ 自衛消防協議会、公衆集合場防火協議会、危険物防火協議会の育成

第17節 危険物等海上排出災害予防対策

港湾管理者は関係機関と連携して、危険物等を積載する船舶及び船艙並びに陸上における関連施設からの危険物等排出事故防止を行う。

17-1 危険物等海上排出災害予防対策

危険物等海上排出災害予防対策

ア 防災関係機関相互の連絡体制の整備

「大阪湾播磨灘排出油防除協議会」等の活動を通じ、防災関係機関相互の連絡・連携体制を緊密化しておく。

イ 排出油の拡散防止

大阪港における排出油の拡散防止対策として、オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材を常備し、即応体制を整える。

ウ 立入検査の実施

検査については、立入検査実施規程に準じて実施するほか次の項目について指導を行う。

なお、船舶及び舟そう検査は消防法第4条に基づき行うが、危険物船舶運送及び貯蔵 規則の適用を受けるものについては、大阪海上保安監部と連絡を密にして行う。

- (ア) ポンプ設備の整備点検
- (イ) 配管及びホースの維持管理
- (ウ) 消火設備の適正配置
- (エ) 荷役時の危険物取扱者等の立会
- (オ) オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材の完備
- (カ) 荷役時のオイルフェンスの展張励行
- (キ)油槽等からの漏洩点検
- (ク) 可燃性ガス検知器の常備
- (ケ) その他火災予防に関すること
- エ 船舶等の一斉取締の実施

前項のほか、大阪府危険物災害対策連絡協議会による府下一斉の公開取締を実施する。

オ 研究会の実施

危険物等海上流出の防止並びに流出時の災害予防対策について関係施設を有する事業 所による研究会を実施し災害発生の防止に努める。

カ 防災訓練の実施

大阪湾播磨灘排出油防除協議会等と連携し、危険物等の大量流出を想定し、オイルフェンスの展張や流出油の回収等、実践的な訓練を計画的に実施する。また、訓練後にはその評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第5章 消防・医療体制の充実

第18節 消防体制の充実強化

大規模災害発生直後は、火災・救助・救急事案等各種災害の同時多発が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

そのため消防局は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。

一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。

18-1 消防庁舎の耐震化の推進

消防局庁舎及び消防署所庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速 やかな消火活動等、防災活動の拠点であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図 る。

18-2 消防活動体制の整備

地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。

(1)情報収集・伝達体制の強化

消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防情報システム「ANSIN」の機能強化を図る。

(2) 初期消火体制の充実

自主防災組織等、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊も活用できるよう可搬式ポンプの適正な維持管理に努める。

(3) 救助・救急体制の充実

大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特異な災害なども同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資器材の整備など救助体制の充実強化に努める。

また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、 救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備など救急体制の充実強化に努 める。

(4) 震災対策消防計画の充実

大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「震災対策消防計画」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。

(5) 大阪市消防局災害活動支援隊の充実強化

消防局及び消防署が行う消防活動を支援することを任務とする大阪市消防局災害活動支援隊と連携した訓練を定期的に実施し、震災時の消防活動体制の強化を図る。

(6) 関係機関との相互連携

災害時に、大阪府、大阪府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と相互に連携を図り

つつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施するため、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図れるよう努める。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図れるよう努める。

18-3 消防水利の確保

震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓 以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さら には海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。

(1) 指定水利の確保

大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、都市開発 整備などに伴う増設に努める。

(2) 遠距離大量送水システムの整備

海や河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を1km先まで送水できるシステムの適正な維持・整備に努める。

18-4 広域消防応援に係る受援体制の確立

地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める。

18-5 警防訓練等の実施

地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。

18-6 地域との連携強化と自主救護能力の向上

震災時に地域防災の核として活動する地域防災組織等との連携強化により、地域防災力の 向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発によ り、市民等の自主救護能力の向上に努める。

(1) 自主防災組織

大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。

(2) 事業所の自衛消防組織

自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防ぎょ活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。

(3) 女性防火クラブ

平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。

(4) 応急手当の普及啓発の推進

震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。

18-7 防災関係機関等との連携強化

円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や 活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。

警察、ライフライン事業者等との連絡体制の充実強化に努めるとともに、大阪市患者等搬送事業者協会などの民間事業者との協力体制の充実に努める。

第19節 医療体制の整備

健康局は、平常時から関係部局と連携して、災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保に努める。

その際、大阪府、大阪府医師会などとの連携を十分に図るとともに、各区においても地域の自主防災組織などとの連携を強化することにより、潜在的な医療資源の活用をも含めた災害時の医療確保に一層努める。

19-1 医療機関の状況把握

災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、健康局は広域災害・救急 医療情報システム(EMIS)などを通じて医療機関の状況を把握し、災害対策本部に報告で きるよう、大阪府等と連携し、情報収集体制の充実を図る。

19-2 医薬品・医療資器材の確保

災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。

備蓄については、災害医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。

また、効果的に医療措置を実施するために不可欠なトリアージタッグについても消防局および災害拠点病院は整備を図る。

(1) 災害医療機関における病院備蓄

各医療機関は、患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。

(2) 卸業者及び製造業者等による流通備蓄

ア 病院、診療所、救護所等を訪れる外来患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。

イ 医療救護班が必要とする医薬品等の確保を図る。

19-3 初期医療救護活動体制の整備

災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部大阪市保健医療調整本部(以下「保健医療調整本部」という)の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。

(1) 通信手段の整備

災害時における保健医療調整本部と区本部(区保健福祉センター)との調整及び指示等を 的確に実施するため、危機管理室はMCA無線機等の活用などにより、市本部(保健医療調整 本部と区役所(区保健福祉センター))や関係機関との間の通信手段を確保する。

(2) 保健医療調整本部の準備活動

保健医療調整本部を災害直後から円滑に機能させるため、事前に調整が可能な課題及び調整行為が必要と予想される課題については、防災関係機関の間で調整を完了しておく。また、保健医療調整本部の構成部局を中心とし、防災関係機関の間での調整会議を随時実施する。防災訓練時には、相互に連携して調整及び連絡活動を実施し、災害時の対処方法についての手順を確立するよう努めていく。

(3) 区医師会との協力体制の整備

区役所は、災害時の初期段階において、区医師会及び区内医療機関等による医療救護

班が円滑に医療救護活動を実施できるよう、区医師会及び区内医療機関等による医療救護活動への協力を得るため、事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。

19-4 後方医療体制の整備

市立総合医療センター及び大阪公立大学医学部附属病院等の災害医療機関(災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター(十三市民病院)、災害医療協力病院)において、市内の救護所等から搬送される重傷者等を受け入れるとともに、高度な医療行為を実施するための体制を確保する。また、負傷者数が市内の医療機関の対処能力を上回った場合には、大阪府をはじめ近隣市町村の医療機関と連携をとることにより、受入能力を高める。

災害医療機関は、大阪府地域防災計画に規定されている、防災体制や災害時の避難・応急対 応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

19-5 大阪府医師会の対応

大阪府医師会においては、次の体制を整備する。

- (1) 大阪市保健医療連絡協議会「医療部会」における準備検討
- (2) 応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄体制整備
- (3) 関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備
- (4) 医療救護対策本部の設置
 - ・災害対策本部における医療担当責任者の配置
- (5) 医療救護体制の確立
 - ・ 医療救護班の整備
 - ・地域医療機関による医療活動の実施 医療救護班の編成・派遣

19-6 市民等における事前の対応

災害時には、医療機関では混雑が予想されることから、自分の身の安全を守るために、家庭 や職場等に常用医薬品を確保するなど、主に次の内容について事前の対応に努める。

- ・常備医薬品及び医療資器材の備蓄
- ・治療中の病名、常備している処方薬、アレルギーの有無などを記録したカードの所持
- ・専門治療が必要となる疾患の治療が受けられる代替の医療機関の確認など

第6章 社会基盤施設の防災性向上対策

第20節 市設建築物の防災性向上対策

阪神・淡路大震災では、公共建築物も多くの被害を受け、災害応急対策活動や行政サービスの提供にも重大な支障が生じたという事例や、建築物の構造体には被害はなかったが、ライフライン施設の被害により設備が機能せず、同様の支障が生じたという事例もあった。

公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割を果たす必要があるため、市設建築物の整備にあたっては、耐震性・不燃性の確保やライフライン途絶への対応等、総合的な防災機能の向上を図る。

20-1 市設建築物の防災性向上対策

施設を所管する各局・区は、建替や新築にあたっては、建物の不燃化を進めるとともに、「市設建築物の耐震計画技術指針」に基づき、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じて、耐震性の確保及び通信手段の多重化や非常用電源の確保、雑用水や消火用の貯水槽の設置等、ライフライン途絶への対応を進める。

また、地盤の液状化により施設の機能が損なわれるおそれがある場合には、適切な措置を 講じる。改修にあたっても、構造体や設備の耐震性向上とともに、ライフライン途絶対策も 含めた検討を行う。

災害時に重要な役割を担う市設建築物(災害対策施設等)のうち、耐震性が不十分である ものについては、「大阪市耐震改修促進計画」に沿って早期の耐震化完了をめざす。

市営住宅については、一定の年限を経過し、老朽化した中層住宅等の建て替えを進めるとともに、耐震診断の結果に基づき、耐震性の向上を図る。

また、災害時避難所や庁舎、ボランティアセンター等から先行して、特定天井の脱落対策を進めるなど、施設の役割や用途等に応じて、非構造部材の落下対策や、屋内収容物の転倒対策に取り組むほか、ブロック塀等の安全対策や屋外設置物の落下・転倒被害軽減のために適切な維持管理を行う。

さらに、エレベーターの閉じ込め防止については、機器更新等の機会を捉えて、対策を講 じる。

長周期地震動対策については、国の動向等を踏まえて、必要となる対策の検討を行う。

なお、施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。

第21節 公共土木施設の防災性向上対策等

災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、 災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を 及ぼす。

災害時において、避難、救援、復旧活動等に重要な公共土木施設については、被害を最小限にとどめ、十分にその機能を果たすよう、施設の耐震化、日常的な点検、適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を基本とした災害予防対策等を図る。

なお、緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図るとともに、ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体として防災性を向上させていくことも基本とする。

また、河川・港湾地域の防潮堤等の損壊による浸水等は、住民生活、都市活動に長期間にわたって重大な被害を及ぼすものであり、日常的な施設の点検、維持管理に努めることはもとより、それらの施設等の耐震化を図る。

各施設管理者は上記の基本時考え方に基づき、所管施設における災害予防及び応急対策の具体計画を定める。

※具体計画は資料編参照

資料編/17その他/

- 2. 道路・棟梁等の耐震化及び応急対策(本市、高速道)等
- 3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策
- 4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策
- 11. 道路・棟梁等の災害予防・応急対策(本市、高速道)等
- 12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策
- 13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策

第22節 港湾等における防災対策

大阪港湾局及び水防関係機関は、津波、台風来襲に備えた防ぎょ実施体制を整備し、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の防災施設の操作を的確に行う。

なお、津波災害対策の検討にあたっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した 最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

22-1 津波に対する基本方針

(1) レベル1の津波*に対して

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

※百数十年に一度発生する規模の津波であり、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

(2) レベル2の津波*に対して

住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に、そのための住民の防災意識の 向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活 用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保など の警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせると ともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策 を講じる。

※千年に一度以下の頻度で発生する規模の津波であり、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、管理者は、レベル1+αのハード対策に取り組む。

また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。さらに、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。

また、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、関係機関は、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

22-2 防潮扉・水門等の防災施設の操作

大阪市湾岸部への津波、台風来襲に備え、水門等の防災施設の操作体制の強化を図る。

(1) 水門等の防災施設操作マニュアルの作成と習熟

水門等の防災施設を操作する機関(大阪港湾局及び水防関係機関)は、大阪市湾岸への津波、台風来襲に備え、津波到達又は高潮発生予想時間までに安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・防潮扉閉鎖要員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた水門等の防災施設の操作マニュアルを作成し、防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者に周知する。

防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者は、日頃から津波に対する心構えをもち、迅速な防ぎょ活動に努める。

なお、施設操作員の選定に際しては、津波到達時間又は高潮発生予想時間までに現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。

また危機管理監は、勤務時間外における大阪港湾局所管の市域防災施設の操作に当る防 潮扉閉鎖要員を次のとおり任命する。対象は、職種区分に関わらず、水門等の津波防災施 設近傍に居住する各局室の職員とする。

- ○大津波警報·津波警報発表時: 防潮扉閉鎖要員、水防関係機関
- ○津波注意報発表時: 大阪港湾部、水防関係機関 ○高潮警報・注意報: 大阪港湾部、水防関係機関

(2) 施設の閉鎖確認体制の確立

津波の到達又は高潮発生までに水門等の防災施設の操作の完了を確認できるようにする ため、防災施設管理者毎に確認体制を確立する。確認の方法としては、集中監視システム による開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉 鎖完了報告による。

また、閉鎖状況については、防災施設が設置されている区役所においてもモニタリングできる体制を確立する。

(3) 防潮扉の閉鎖作業の省力化・迅速化

防潮扉の敷居高さがレベル1津波高さを下回るものなどについて、電動化を実施している。今後、他の防潮扉についても、省力化・迅速化に努める。

22-3 防潮扉・水門等の防災施設の維持管理の徹底

水門等の防災施設の維持管理の徹底を図り、津波、台風来襲時に防ぎょ施設がその機能を 果たすことができるよう努める。

(1) 水門等の防災施設の維持管理

水門等の防災施設の管理者あるいは施設操作を担う機関は、津波、高潮発生時に防ぎょ施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無をチェックする等に努め、施設操作に万全を期する。

(2) 民間の防潮扉管理者への指導

民間の事業者が管理している防潮扉については、作業終了後の閉鎖の徹底を図るべく指導を行う。

(3) 注意看板の整備

大阪港湾局は、防潮扉周辺において、必要に応じて注意看板を設置し、港湾関係者に荷役終了後の防潮扉閉鎖、堤外地へ車両・物品を残さないことを啓発するとともに、市民等も迅速に避難の対応ができるように日頃から周知する。

なお、注意看板は、注意事項がひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

22-4 在港船舶の防災体制

(1) 津波対策

東南海・南海地震により発生する津波に対して、船舶の防災体制を強化する必要があり、 津波により想定される被害の把握及び大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュ アル(防災計画)の作成・配布を大阪港湾局で行っている。

なお、今後、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波見直しが行われた場合には、適宜、改訂を実施して配布する。

(2) 台風時の対策

台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会*を通じて行う。

※「大阪港海難防止対策委員会」

阪神港(大阪区、泉北区)及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全 確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される2日前に委員長により招集される。

22-5 木材対策

貯木場及び木材整理場内外の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の 完全撤去のため、大阪港木材対策協議会※を活用して、台風期に備えた次の自主的対策及び 相互調整を行う。

※「大阪港木材対策協議会」

官公庁側メンバー

大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府(環境農林水産部) 大阪府警察(大阪水上警察署)、大阪市(大阪港湾局、建設局)

民間業界側メンバー

大阪港輸入木材協議会 (木材輸入業者、筏協会)

- ア 三十間堀川にけい留中の木材を7月末日までに完全に撤去させ、その後、ただちに大阪港木材対策協議会で視察を行い、けい留木材の撤去を確認し、10月初旬頃まで引き続きけい留させないこととする。
- イ 住吉川及びAB区域にけい留の木材は、阪神港長及び大阪港海難防止対策委員会の具申に基づき、又は独自の判断において、警戒態勢を勧告した場合又はその台風の接近により木材流出の恐れがあると判断した場合は、3時間以内に木材の撤去を完了することとしており木材整理場及び貯木場前水路においては、住吉川及びAB区域にけい留の木材を撤去収用できるスペースの確保が義務づけられている。

22-6 大阪港自然災害対策アクションプラン

東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震の発生に伴う大阪港臨海部における津波被害について、防災・減災を図るために策定した「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せた「大阪港自然災害対策アクションプラン」**として充実し、達成度評価、及びアクション項目の見直しを継続的に行い、実効性の高い自然災害対策を推進する。

なお、今後、被害想定の見直しにより、被害(人的被害・経済的被害)が変動する場合は、速やかに対策の目標を修正するとともに、本プランの改訂を実施する。

※「大阪港地自然災害対策アクションプラン」

東南海・南海地震津波、南海トラフ巨大地震津波による防災・減災対策に台風対策を併せた大阪港の課題 への対策を示した総合的かつ戦略的なアクションプランであり、「計画期間」を示している。

また、関係行政機関、港湾関係事業者及び、市民等と協働して推進するため、津波対策の実施方針として「基本理念」「減災目標」「施策の方向性」を設定し、実効性のある津波対策を図ることとしている。

第23節 ライフライン施設の防災性向上対策

ライフライン施設は、市民等の日常生活や都市活動を支える基盤として不可欠のものである。 災害によりライフラインに支障が生じると、平常の市民生活が困難となるほか、救援や復旧活動への大きな障害ともなる。

したがって、各ライフライン施設が災害時においても十分に機能し、市民生活への影響を最小限にとどめるよう、災害時における機能維持と早期復旧を目標とし、各ライフライン施設の特性に応じて、基幹施設や管路等の改良を進めるとともに、多重性・代替性のあるネットワークを形成するため、市域における供給単位の適正なブロック化に努める。

また、主要な防災活動拠点に対する上水道、下水道等のライフラインについてもその重要性を考慮して信頼性の向上を図る。

ライフラインの各事業者は上記の基本時考え方に基づき、各施設の災害予防対及び応急対策の計画を定める。

詳細は資料編を参照。

資料編/17その他/

- 5. 上水道施設の耐震化及び応急対策
- 6. 下水道施設の耐震化及び応急対策
- 7. 電気施設の耐震化及び応急対策
- 8. ガス施設の耐震化及び応急対策
- 9. 電話施設の耐震化及び応急対策
- 10. 放送施設の耐震化及び応急対策
- 14. 上水道施設の災害予防・応急対策
- 15. 下水道施設の災害予防・応急対策
- 16. 電気施設の災害予防・応急対策
- 17. ガス施設の災害予防・応急対策
- 18. 電話施設の災害予防・応急対策
- 19. 放送施設の災害予防・応急対策

第24節 教育施設の防災性向上対策

24-1 教育施設の防災性向上対策

施設の長は、被害を最小限に防止するために、消火器、防火シャッター等防災器具及び防災施設の定期点検、災害時に転倒及び落下するおそれのある物品等の防止対策を講じておくとともに、特に火災・盗難の予防、停電断水等の事故に対する措置を行う。

第25節 その他の施設の防災性向上対策

25-1 地下街・高層建築物等の防災性向上対策

地下街及び高層建築物の特殊性に鑑み対策を行う。

(1) 地下街、高層建築物等災害予防対策

ア 計画段階での指導

「大阪市地下街連絡協議会」や「大規模建築物の建設計画の事前協議」等に参画している関係部局及び関係機関との連携を図り、また防災計画書作成の機会等もとらえて、 災害を未然に防止するための方策について関係者等に指導する。

イ 予防査察

消防法に基づき、計画的に予防査察を実施し、火災予防の観点から検査項目ごとの状況把握と不備事項の違反是正等を行う。

ウ 防火・防災管理体制の確立、充実

消防法に基づき、防火・防災管理体制の確立、充実について関係者に指導する。また、地下街にあっては、設置に対し、地下街に関する管理規定を定め、防災保安に関する事項を遵守するよう指導する。

エ 施設、設備等の維持管理

設置されている避難上及び消火活動上必要な施設や各種の消防用設備等について、関係者に対し適正な維持管理に努めるよう指導する。

オ 自衛消防体制の確立、充実

自衛消防体制を確立、充実するため、自衛消防訓練等の機会をとらえて関係者に指導する。また、関係者や関係機関等との連携を図ることを目的として合同訓練も実施する。

カ 事前調査

施設の構造様式、使用状況、消防用設備等及び収容人員をはじめ、周囲の建物状況、 地下鉄との接続状況及び消火栓の配置状況等を調査・把握して警防計画の策定等応急対 策に活かすものとする。

キ 屋上緊急離着陸場等の設置指導の推進

高層建築物等にあっては、火災時における消防活動及び医療施設への傷病者の効率的な搬送等にヘリコプターを有効に活用するため、以下の屋上部分への緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置指導を推進する。

- (ア) 軒高45mを超え100m以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの (緊急離着陸場又は緊急救助用スペース)
- (イ) 軒高 100mを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの(緊急離 着陸場)
- (ウ) 高度医療施設 (緊急離着陸場)

第7章 市街地の防災性向上対策

第26節 市街地の震災対策の推進

わが国においては、阪神・淡路大震災(平成7年)以降も、新潟県中越地震(平成16年)、東日本大震災(平成23年)、熊本地震(平成28年)、北海道胆振東部地震(平成30年)といった最大震度7クラスの大きな地震が発生している。さらに平成30年に、大阪市内において最大震度6弱を観測した大阪北部を震源とする地震が発生した。

本市においては、上町断層帯による直下型地震や、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震といった海溝型地震の発生が今後30年以内に70%から80%と云われており、「自然災害に対する安全性を高める」とともに、「住宅を良好に維持・更新し、次の世代へ引き継ぐこと」により、「災害に強いまちづくり」を積極的に推進していくことが一層必要となっている。

「災害に強いまちづくり」を推進していくにあたっては、市街地の特性を十分に踏まえたうえで、各種整備を実施することが重要である。本市においては、計画的なまちづくりを進めるために道路等の都市基盤施設を先行的、総合的に整備する必要のある地域や、都市基盤施設の整備が不十分なまま市街化が進行し防災性の向上の観点から総合的な再整備が必要な地域が存在している。

それらの整備が必要と判断される地域に対し、それぞれの地域特性を考慮した上で、道路や公園等の都市基盤施設の整備を進めるとともに、建築物の耐震化及び不燃化の推進等を行い、総合的なまちづくりを実施することが必要である。特に防災面での課題を多く抱える密集住宅市街地においては、市街地の不燃化や避難経路を確保するとともに、地震被害の拡大を防ぎ、地震災害から都市機能を保全する防災骨格の形成市域全体の防災性の向上を図るものとする。

なお、道路や公園等の都市基盤施設は、震災時には災害応急対策活動を実施するための空間、あるいは被害軽減のための空間としての役割を担うオープンスペースとして機能することが期待され、これらに資する空間を整備・拡大することが、都市の防災性の向上を図る施策となる。ただし、それら整備された空間は、災害発生後の時間の経過とともに、災害応急対策活動上の利用の形態が変化することを考慮して、それらの役割を担うにたる空間の整備を推進することとする。

また、密集住宅市街地以外の再整備が必要な地域に対しても、事業環境が整った地区から順次整備を実施していく(「市街地整備の推進」)。加えて、本市の全域を対象とした都市基盤施設の整備にも努める(「防災空間の整備・拡大」)とともに、臨海地域等においても市街地形成への開発(「新たなる防災空間の整備」)を推進していく。

さらに、本市は、平常時より空き家等の所有者等の責任において家屋等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努め、必要に応じて特定空き家等の所有者等を調査し、当該所有者等に助言や指導等を行うことにより是正を促し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

26-1 密集住宅市街地の防災性向上の推進

市内には、老朽木造住宅がなお多く存在しているが、それらの多くはJR大阪環状線外周部の戦災を免れた地域を中心に分布しており、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地を形成している。こうした面的な災害の可能性の高い市街地を「防災性向上重点地区(約3,800ha)」と位置づけられている。

地震時等に大きな被害が想定される危険な密集市街地については、国において期間を定めて最低限の安全性を確保するという方針が示され、大阪府においても「大阪府密集市街地整備方針(令和3年3月改定)」を策定し、令和12年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することを目指し、「まちの防災性の向上」「地域防災力のさらなる向上」「魅力あるまちづくり」の3本柱により、取組みを推進することが示されている。

本市においてもこのような密集住宅市街地の整備を進めるにあたり、「密集住宅市街地整備プログラム」(令和3年3月策定)に基づく目標の達成に向け、所管局は、「重点対策地区」(約640ha)において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るため、各種施策を集中的に展開するとともに、「対策地区」(約3,800ha)において、市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除却・建替えを促進する。

26-2 市街地整備の推進

施策には具体的に整備事業を実施するもの(市街地再開発事業、土地区画整理事業)と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの(地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域)がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていく。

26-3 防災空間の整備・拡大

公園、緑地、道路、河川等の管理者又は所管する機関は、事業を推進するにあたって、災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等の機能や活動に資することに留意して整備に努める。

(1) 都市公園の整備

都市公園は広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・支援活動の場となる空間となるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら空間の拡大や機能の充実を図るため、社会資本整備重点計画に沿って、都市防災に資する都市公園の整備を推進していく。

(2) 港湾緑地の整備

災害応急対策活動に資するために設けられた港湾地域での緑地は、一時避難場所、緊急物資の集積・配送拠点等の場となる空間を提供するものであることから、その立地特性を活かす機能の充実を図るため、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地を港湾地域で確保していく。

(3) 道路の整備

道路は震災時の避難・救援活動を支える緊急交通路や避難路、火災の延焼を抑える防災空間、ライフラインの収容空間などの役割を果たす。このため、新設・拡幅による良好な道路網の充実や機能の向上を図るため、社会資本整備重点計画に沿って幹線道路網の形成、鉄道の立体交差化、橋梁等の耐震対策、共同溝・電線共同溝の整備等の道路整備を推進する。

(4) 水辺整備

河川等の水辺空間は災害応急対策活動に資する場であるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら機能にも配慮した水辺整備を実施するため、社会資本整備重点計画に沿って市域の河川、運河において、防災に寄与する水辺を創出することに努める。

(5) 墓園の整備

墓園は延焼の遮断帯等に資する空間として機能する貴重なオープンスペースであることから、その空間の保全確保を図ることを目的として市内の墓園の整備に努める。

(6) 農地の保全

市域の農地は、農産物の供給だけでなく、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。

経済戦略局は、延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能の重要性を 考慮し、その適正な保全に努め、防災協力農地登録制度の推進などにより、その空間の活用を図る。

26-4 新たな防災空間の整備

港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることも期待される。防災機能の付加・充実を考慮した整備に努めることとする。

港湾管理者は、広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・救援活動の場となる空間として活用することが可能となるよう、咲洲、舞洲、夢洲の新臨海部において、大阪の持続的な発展に寄与する新たな都市機能の集積を図るとともに、在来臨海部において、港湾機能と連携しながら防災空間の充実を図る。

第27節 市街地の浸水防止対策の推進

27-1 河川施設等の整備

洪水による堤内地への浸水を防止するために、各管理者が河川施設の計画的な整備を図る。

(1) 国土交通省管理河川

淀川本川においては、計画規模の降雨が生起した場合においても洪水を安全に流下させるため、中・上流部の河川改修と整合を図りながら現在事業中の洪水調整施設を順次整備するとともに、洪水の流下を阻害している橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に整備を進める。

大和川では、流域全体の治水安全度を早期にバランスよく向上させるため、上下流バランスを確保しつつ流域全体の治水安全度の向上を図ることが必要であるとの認識のもと、中上流部では、治水安全度を向上させ、かつ下流への流出増を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備などの対策を行う。

また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川及び大和川において、 洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

(2) 大阪府管理河川

長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるような治水施設の整備を進める。

今後20~30年程度でめざすべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

寝屋川流域については、河道改修や治水緑地の整備等、流域調節池の整備や雨水の流出抑制など、大阪市をはじめとする関係市と協力し総合治水対策を進め、治水安全度の向上を図る。

(3) 大阪市管理河川

住吉川等の市長管理の一級河川、加美巽川、細江川等の準用河川、普通河川、あるいは城北川をはじめとする知事より委任された河川について、治水利水上必要なものは積極的に改修、環境整備を進める。

27-2 下水道施設の整備

本市は、市街地の9割までが平坦な低地であり、自然排水が困難な地形であるため、集中 豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施する。

資料編/17 その他/8. 下水道施設の整備 のとおり

27-3 都市施設や避難所等の浸水予防対策

都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、各施設管理者は、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。

(1) 防災活動拠点となる施設の浸水対策

水害時における防災活動拠点として重要な役割を担う市役所や区役所等の主要設備(電源設備、通信設備等)の嵩上げ又は高所への移設、備蓄倉庫等の災害対策施設の高所への移設や防水扉等の設置等を検討する。

さらに予備電源等の確保に努め、設備機能の停止を回避する対策を進める。

(2) 災害時避難所の浸水対策

災害時避難所となる施設の浸水危険性を検討し、浸水した場合でも避難生活に支障がでないように、電源等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、予備電源の確保、食料・生活必需品等の備蓄物資の高所への移設等を検討する。

(3) 病院等の浸水対策

浸水により病院等の医療活動に支障をきたすことがないよう、電源設備や医療機器等の 医療活動に必要な主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確 保、医療機器等の設備の耐水化等を検討する。

さらに、入院患者の安全・確実な避難のため、避難誘導体制及び手順の明確化に努める。

(4) 主要幹線道路の浸水対策

ア アンダーパス部分等の特に浸水に弱い箇所の排水ポンプの整備・拡充 主要幹線道路の浸水時に水が滞水しやすいアンダーパス部分等において、排水ポプ等 の整備・拡充に努める。

イ 水災時の緊急交通路の確保 水災時の緊急交通路の輸送ネットワーク路線の確保を検討する。

(5) 鉄道の地下施設への浸水対策

鉄道の地下施設への浸水を防止するため、必要な個所には、防水堰又は止水扉、ずい道 内止水扉を設置しており、今後も施設の維持、更新を進める。

また、災害予防の観点から鉄道施設の維持・改良や災害に対する体制の確立に努める。

27-4 地盤沈下対策

環境局は、土地や堤防の沈下により水害等が発生しないように、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止するため「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、地下水採取の規制及び指導を継続する。

また、地盤沈下調査のための一級水準測量を数年ごとに実施するとともに、地盤沈下量及び地下水位の常時観測を行う。

第28節 民間建築物の防災性向上対策

市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、新築建築物の耐震性の確保・不燃化の促進を図るとともに耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る。

阪神・淡路大震災においては、木造・非木造合わせて約68万棟の建築物に倒壊や一部損壊等の被害が発生し、特に昭和56年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、このような既存建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した大阪市耐震改修促進計画**1により、耐震診断・改修や建替えを促進する。また、新築建築物にあっては耐震性が確保されるよう努める。

また、既存民間建築物については、その所有者が個人の生命・財産に及ぼす影響はもとより、 周辺地域に及ぼす影響についても十分に認識することが重要であり、所有者が自主的に行う耐 震化の取り組みに対し、支援や普及啓発等を積極的に行う。

さらに、防災性の向上に係る一定の基準を満たす災害に強い良質な民間マンションの誘導を図る**3。

※1 「大阪市耐震改修促進計画」

南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震による人的被害や経済被害の軽減を図るため、令和7年までに民間住宅の耐震化率を95%及び多数の者が利用する民間建築物^{※2}で耐震性の不足するものを概ね解消を目標に、耐震化の促進に取り組む。

※2 「多数の者が利用する民間建築物」

耐震改修促進法で定められている学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の者が利用する民間建築物のこと。

※3 大阪市防災力強化マンション認定制度

28-1 耐震化の促進に向けた取り組み

都市整備局は、建築物の耐震化に向けた支援として以下の取り組みを進める。ただし、(3)については、経済戦略局において、取り組みを進める。

- (1) 木造戸建住宅等の耐震化の促進を図るため、市民向け相談窓口を運営するほか、大阪市 耐震改修支援機構や建築関係団体との連携により、様々な普及啓発や情報提供の実施によ り、耐震化を促進。
- (2) 木造戸建住宅等の耐震診断費・耐震改修設計費や耐震改修工事費、耐震除却工事費に対する補助により、耐震化を促進。
- (3) 中小企業向け各種制度融資の活用。
- (4) 耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難 に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物等(要緊急安全確認大規模 建築物*)の耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。

※「要緊急安全確認大規模建築物」

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び小・中学校、保育所、老人ホーム 等の避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物であって、昭和56年5月31日以前 に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物。

- (5) 耐震診断が義務付けられている大阪府が指定した「優先して耐震化に取り組む路線」の沿道建築物(要安全確認計画記載建築物*)について、耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。
 - ※「要安全確認計画記載建築物」

大阪府が広域緊急交通路のうち、「優先して耐震化に取り組む路線」として指定した耐震診断義務化対象路線(大阪市内9路線 約48km)の沿道にある建築物。昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物で倒壊時に道路を閉塞するおそれのあるものが対象となる。

28-2 建築物の不燃化促進

建築物の不燃化促進のため以下の取り組みを行う。

- (1)都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定とともに、平成16年度から、建 ペい率の緩和とあわせた防火規制の強化による建築物の不燃化を実施してきてお り、今後、構造等の規制による建築物の不燃化について検討を行う。
- (2)避難路沿道の不燃化促進のため、都市防災不燃化促進事業により耐火建築物等の建設を促進する。

28-3 非構造部材の脱落防止等の落下対策

天井等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、屋内収容物の転倒対策、ブロック塀等の 倒壊対策、屋外設置物の適切な維持管理、エレベーターの耐震対策、閉じ込め防止対策及び エスカレーターの脱落防止措置について、普及啓発を図る。

28-4 長周期地震動対策等

長周期地震動対策等について、国による法整備等に基づく対策の普及啓発を図る。

第8章 協働・協力体制

第29節 応援要請

大規模災害発生時に、本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の応急措置や災害 応急・復旧活動が実施できない場合に備えて、災害対策基本法等や各種協定に基づく、関係機関、 団体に対しての応援を要請した場合に必要となる事項※について、あらかじめ定めておくことが 必要である。

また、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うことも想定した準備が必要である。 なお、要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実 施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動することに なる。

- ※一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を希望する機関名
 - ウ 応援を希望する人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ 応援を必要とする活動内容
 - カ その他必要な事項

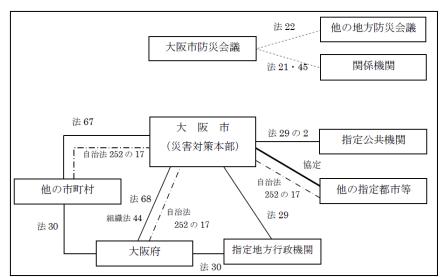


図 法律又は協定に基づく応援協力の要請系統

自治法=地方自治法 法=災害対策基本法、 協定=21 大都市災害時相互応援に関する協定等、組織法=消防組織法

29-1 行政機関との相互応援協力

(1) 応援要請・応援協力

法令等により行政機関が相互に応援協力するするために、市本部長が行う要請については以下のとおりである。また各部門について担当する部局の長が法令や協定等により要請する場合もある(協定等一覧は、資料編参照)。

いずれも実際に要請する際の方法については、あらかじめ確認しておく。

表 市本部長が行う要請

要請者	相手先	要請内容
市本部長	府知事	応援要請又は応急措置要請(基本法第68条)
		緊急消防援助隊の応援要請(消防組織法第44条)
担当:		自衛隊の災害派遣要請(基本法第68条の2)
危機管理部	他の市町村長	応援要請(基本法第67条第1項)
	指定地方行政機関の	職員の派遣要請(注)
	長	(法第29条第2項及び地方自治法第252条の17第1
	指定公共機関	項
	関西広域連合	応援要請(「関西防災・減災プラン」やそれに基づく
		要綱等)
	総務省	応急対策職員派遣制度による対口支援※

※「対口支援」

被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する支援 団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。

(注) 危機管理部と各部が連携して行う

表 国等による主な支援※

	衣!	当寺による土は又抜※
関係省庁	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助
		・人員や物資の輸送
		• 給水
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動
		・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者
		の検
		索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・検視、死体見分及び身元確認の支援
		・緊急交通路の確保
文部科学	被災文教施設	・被災文教施設の応急危険度判定
省	応急危険度判定	
厚生労働	災害派遣医療チーム	・急性期(概ね48時間以内)から医療活動を実
省	(DMAT)	施
		・病院の医療行為を支援
		・被災地の外に搬送する広域医療搬送
	災害派遣精神医療チー	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセ
	ム (DPAT)	スメント
		・既存の精神医療システムの支援
		・被災地での精神保健活動への専門的支援
		・被災した医療機関への専門的支援
農林水産	農林水産省・サポー	・被災状況の迅速な把握
省	ト・アドバイス・チー	・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、
	ム	水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技
	(MAFF-SAT)	術支援
国土交通	緊急災害対策派遣隊	・被災状況の迅速な把握
省	(TEC-FORCE)	・被害の発生及び拡大の防止
		・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する
		技術的な支援
		・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を
		支援
		(気象庁防災対応支援チーム(JETT))
	全国被災建築物	・被災建築物の応急危険度判定

関係省庁	支援チーム等	主な活動内容
	応急危険度判定協議会	
	被災宅地	被災宅地の危険度判定
	危険度判定連絡協議会	・擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物	・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応
	処理支援ネットワーク	等に関する現地支援
	(D. Waste-Net)	・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収
		集・運搬、処理に関する現地支援

出展:「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」令和2年4月内閣府(防災)

(2) 受援計画の策定

危機管理室並びに各所属は、災害時に外部からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて 情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておくため、受援計画を策定する。

ア 庁内全体の受援担当者の選定

災害時の受援に関する庁内全体のとりまとめや都道府県その他応援職員等派遣機関との調整を行う「庁内全体の受援担当者」を災害対策本部内に明確に位置づけ、全庁横断的な役割を果たせるようにする。

イ 各業務の受援担当者の選定

災害時の受援対象業務の担当部署に、庁内全体の受援担当者との調整や受援対象業務の実施に関する応援職員等との調整等を行う「各業務の受援担当者」を選定する。

ウ 応援職員等の受入れ環境確保の整理

災害時に応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等が 執務を行う環境確保について整理する。

エ 受援対象業務の整理

災害対応業務のうち、応援職員等に担ってもらう受援対象業務をあらかじめ選定し、 業務の具体的内容と応援職員等に担ってもらう範囲、当該業務に係るマニュアルを整理 する。

オ その他

(ア) 受援計画の実効性の確保

受援計画の実効性を高めるため、研修、訓練等を行い、計画内容の検証と改善を定期的に実施する

(イ) 受援に関する費用の整理

受援に関する費用の扱いについて、災害時相互応援協定など事前に検討できるものは、受援側と応援側による負担の考え方を可能な限り明確に整理しておく。

29-2 応急対策職員派遣制度による支援

地方公共団体間の人的支援については、被災都道府県及び管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な大規模災害の場合において、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員派遣制度」による支援の仕組みがある。

次の二種類の支援があるので、危機管理室、各所属はこのシステムを想定した受援体制の 整理を行う。

支援の種類	派遣の内容
被災市区町村の長への助言、被災市区町村にお	災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント
ける応援職員のニーズ等の把握などを対象とし	支援員等で構成される「総括支援チーム」派遣
た災害マネジメント支援	
避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務	被災市区町村ごとに都道府県または指定都市を原
を対象とした支援	則として1 対1 で割り当てる「対口支援方式」に
	よる応援職員派遣

29-3 関係民間団体等に対する応援要請

災害時に民間企業、NPO、ボランティア団体等の様々な関係民間団体等に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、各所属長は災害時の分掌事務に関わり、事前に関係民間団体等との間で連携強化を進め、委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ、協定を締結するなど、協力体制を構築し、関係民間団体等のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める(協定等の一覧は資料編参照)。

協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、本市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

第30節 市民等による防災活動

災害による被害を防止し、軽減するため、市民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出 救護、避難誘導等を行う防災活動体制を整備する。

また、地域コミュニティの活性化により、市民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できるよう、区役所は自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織の中核として活動する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。

また、区役所は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。

30-1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の構成

自主防災組織は、小学校区程度の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する。

(2) 自主防災組織の活動

平時には、防災意識の啓発や防災訓練等の活動を実施し、その実行力の確保に努める。 災害時には、区内の各地域において地域災害対策本部(以下、「地域本部」という)を 設置し、避難誘導や救出救助、避難所の自主的運営などの活動を実施する。

活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組む。

(3) 自主防災組織の装備

危機管理室は、自主防災組織に無線機を配備し、的確な情報の伝達を行う。 また、危機管理室及び消防局は、災害時に自主防災組織が活用する可搬式ポンプ・救助 用資機材を配備する。

30-2 地域防災リーダー

地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、危機管理室が作成する自主防災活動ガイドライン及び各区の要綱等により役割等を定める。

(1)活動内容

- ○防災活動に必要な知識、技術の習得に関すること
- ○地域における防災知識の普及に関すること
- ○その他、災害発生時に備えた予防等に関すること
- ○災害発生時、習得している知識や技術を活用した、率先した組織的防災活動の実施

(2) 研修·育成

地域防災リーダーは、毎年1回以上の研修を受講する。区役所・消防署は、地域における防災機能を強化し活性化するために、地域防災リーダーに対する研修等を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動が展開できるよう活動の基盤づくりを行う。

詳細は各区の要綱及び危機管理室が作成する自主防災活動ガイドラインによる。

30-3 水防団等の強化

本市は、淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する。

また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。

第31節 ボランティア

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。

また平常時においても、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られる。

ボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

さらに、専門的技術や知識を有するボランティアについては、需給調整のコーディネート機能や研修制度を充実するとともに、事前登録制度等の活用に努める。

31-1 専門ボランティアの登録・研修

災害時の防災活動に際し、専門性の高いボランティアの速やかな受入れ体制を整備できるよう、各所属は専門性の高いボランティアについて平時からの登録に取り組むとともに、登録された専門ボランティアについては、機会をとらえた研修を実施する。

31-2 本市退職者による災害時ボランティアの登録

大規模災害発生時の災害対応実施にあたっては多数の人員が必要である。そのため、危機管理室で本市退職者を対象とした災害時ボランティア制度を設けて事前に登録しておく。

登録の対象者は、本市の正規職員で退職した者のうち、登録日現在概ね70歳未満の希望者とし、市域内で震度6弱以上を観測する地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合に、ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、災害時避難所の運営補助などの活動を行う。

第9章 物資の確保と供給体制

第32節 物資の確保と供給

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品等の確保が困難になることが予想される。

災害により一時的に都市機能が不全になることを想定し、避難所等における市民の最低限の生活を維持することを目的に、大阪府域救援物資対策協議会の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」にもとづき定める備蓄計画により、発災後3日目までに必要な物資を大阪府と合わせて確保する。

また、避難生活の長期化に備え、国や他自治体からの救援物資の受け入れ態勢を整備するとともに、他自治体や民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

同時に、災害時に必要な物資を迅速に提供できるように、避難所や区役所への分散備蓄を進め、なお不足する物資についても円滑に調達し、提供できるように協定にもとづく物資の調達方法や、物資の配送方法、調達・配送にかかる役割分担を定めた配送計画を策定するとともに、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、緊急時の輸送体制の整備を図る。

32-1 市民や事業所等における備蓄等の推進

(1) 市民の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条2項にもとづき、市民は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

具体的には、災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を備えるよう促進を図る。

(2) 事業者の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条2項にもとづき、事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために必要な物資を備蓄するように努めなければならない。なお、施設内待機等の必要な措置を講ずる場合には、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮する。

また、災害が発生した場合において、食料や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関する協定を締結するよう努めるとともに、事業者の事業の継続又は早期の再開により、流通機構が早期に復旧するように事業者への働きかけを進める。

32-2 飲料水等の確保

(1) 飲料水の備蓄

本市は災害時の断水に備え、生命維持に最低限必要な量の飲料水を備蓄する。なお、必要な備蓄量は、危機管理室が別に備蓄計画を定め適切に管理を行う。

また、発災直後に必要な飲料水を配布できるように、各避難所に必要な飲料水を備蓄するよう努める。

(2) 広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽の設置

建設局が設置する、広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽は、この地点の避難者に対する水の運搬が不要になるだけでなく、避難所等への応急給水の水源になる等の利点がある。

本市では、阪神・淡路大震災を契機として、城北公園を始め9公園に飲料用耐震性貯水槽

を設置しており、今後も同様の飲料用耐震性貯水槽の継続的な設置を図っていく。

32-3 食料の確保及び供給

災害直後は食品流通機能が麻痺することも想定されるので、被災者に対して食料の配給が可能なように、危機管理室は平常時から備蓄による食料の確保を推進する。なお、大阪府からの供給や協定による調達及び他都市からの援助物資等、様々な調達方法を想定したうえで、効率的な備蓄を行う。

乳幼児、高齢者、食物アレルギーの方等、食事に配慮が必要な方への対応に留意し、調達、備蓄を行い、具体的な品目や備蓄量は別に備蓄計画を定める。また、供給の際にも十分留意する。

32-4 生活必需品の確保

災害時に必要な生活必需品は、最低限必要な数量を備蓄計画により備蓄し、備蓄物資で不足するものや避難生活の長期化により必要となる物資については、民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

また、必要な物資を円滑に調達・配送できるように必要な事項を配送計画に定める。

32-5 し尿処理に関する事前準備

災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合に備え、広域避難場所、災害時避難所等に おけるし尿処理に関しては、備蓄トイレや仮設トイレの設置及び下水道施設の活用により対 応する。

また、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

環境局は、備蓄トイレや仮設トイレの備蓄や確保に努める。

また、建設局は広域避難場所において、マンホールトイレの整備を行う。

32-6 生活物資等の確保のための協定の締結等

(1) 協定の締結

避難生活が長期化した場合に必要となる生活物資は、保存期間の問題や倉庫の確保が困難等の理由により現物での備蓄には限界があるため、危機管理室及び関係局は業者との協定締結による調達体制を整備する。

なお、締結済みの協定の品目の見直しや、新たな協定の締結に努めるとともに、輸送力の確保、民間から供給される物資の輸送、配分については各区と十分に情報交換を行う。

32-7 備蓄倉庫の整備

災害時には、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想されるため、 危機管理室、区役所は、輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図ると ともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、効率的かつ安全な場所での分散備蓄 体制を整備する。

具体的には、災害時避難所にも備蓄を行うとともに、区役所を区備蓄拠点、複数区を対象とした地区備蓄拠点の設置を図り、相互に補完し合う分散備蓄体制を確立する。

なお、備蓄にあたっては、各種浸水想定等を考慮し、備蓄物資の種別に応じた保管場所の選 定に努める。

また、災害時避難所等で必要なスペースを確保できない場合は、区役所は、既存の市設建築物や民間施設等を活用した備蓄拠点、備蓄保管場所の確保に努める。

詳細は、別途定める備蓄計画(仮称)による。なお、市設建築物を所管する所属は、区の 取組に協力するものとする。

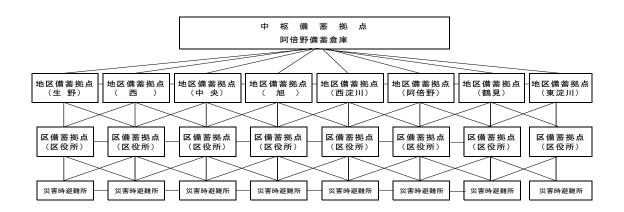


図 生活物資の備蓄体制 (分散備蓄)

第10章 衛生 廃棄物等対策

第33節 衛生保持の対策

災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、衛生保持のための対策を行う。

33-1 生活雑用水確保のための対策

災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。

必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にする ための施設・資器材の整備等を図っていく。

(1) 下水処理水の利用

建設局は、市内12箇所の下水処理場に処理水再利用施設を設置し、災害発生時においては、下水処理場の近隣地域に生活雑用水としても提供できるように努める。

(2) プールの水の利用

区役所は、必要に応じ、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水 等への利用が図られるよう、教育委員会と調整しておく。

(3) 防災活動上重要な施設における地下貯水槽の設置

各施設管理者は、防災活動上重要な施設における生活雑用水等の確保のため、当該施設の 新設あるいは改築時に地下貯水槽を設置することを検討する。

(4) 農業用井戸の利用

経済戦略局は、市内にある農業用井戸について、生活雑用水としての利用可能性を検討していく。

第34節 廃棄物の処理

災害によって排出された廃棄物の処理を円滑かつ迅速適切に行い、被災地域の環境整備のための対策を行う。

34-1 ごみの処理

災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、大阪広域環境施設組合 (以下「環境施設組合」という。)と連携を図りながら、平常時から早期の復旧・復興の支障 とならないように次の方針に基づき、処理体制の確保を推進する。

- (1)環境局は、災害時のごみの収集にあたって、平成29年3月に策定した「大阪市災害 廃棄物処理基本計画」に基づき策定した業務実施マニュアルの実効性を確保するため、 継続的に訓練を実施する。
- (2)環境施設組合は、ごみ処理施設の整備にあたって、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (3)環境施設組合は、既存のごみ処理施設について、施設整備計画を作成し、浸水対策等に努めていく。
- (4)環境施設組合は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策等について、災害対応マニュアルを整備しており、その実効性を確保するため、訓練を継続的に実施する。
- (5) 環境局はあらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫、消臭等の措置を適正に行うよう努める。
- (6)環境局はごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (7)環境局は社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

34-2 がれき等の処理

環境局は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、 平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。 また、周辺住民は、臨時集積場の設置について理解し、臨時集積場の確保に協力するものと

(1) 処理計画等の策定

する。

災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

(2) モニタリング体制の整備

災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

34-3 し尿の処理

災害の発生に備え、次の方針に基づき対策を行っておく。

- (1) し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材(燃料、薬剤等)を一定量確保する。
- (4) 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集 処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 災害発生に備え、仮設トイレのレンタル業者と協定を締結するなど、必要数の確保に努める。

第11章 行方不明者の捜索・遺体対策

災害時の行方不明者の捜索・把握、遺体対策を円滑に実施するため、平常時に警察等関係先 と協議して、手順書等を整備しておく。

災害時の安否確認のため、市民等が各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用できるよう、平常時から連絡手段の確保に努めるように周知する。

また、区役所は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容(安置)所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。

検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容(安置)所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保できるようにする。